

# 専修学校関係基礎資料集

● 基礎データと制度	…	2
● 都道府県別の状況	…	18
● 職業実践専門課程	…	24
● リカレント教育	…	32
● 留学生	…	36
● 高度専門士	…	41
● 国際通用性	…	45
● 専修学校関係概算要求	…	49

# ● 基礎データと制度

---

# 専修学校の概要①

## 1. 制度の概要

制度の創設	昭和51年1月11日
目的	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。 (学校教育法第124条)
課程	専修学校には、次のとおり3種類の課程がある。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 高等過程（中卒者対象）：高等専修学校</li><li>・ 専門課程（高卒者対象）：専門学校</li><li>・ 一般課程（学歴不問）</li></ul>
設置基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 修業年限1年以上</li><li>・ 授業時数800単位時間以上</li><li>・ 教育を受ける者が常時40人以上 等</li></ul>

## 2. 学校数

設置者区分	総計			
		国立	公立	私立
学校数	3,049校 (100.0%)	8校 (0.3%)	182校 (6.0%)	2,859校 (93.8%)
高等課程	394校	1校	6校	387校
専門課程	2,718校	8校	179校	2,531校
一般課程	143校	-	1校	137校

出典：令和4年度学校基本統計（速報）

※ 括弧内は専修学校全体に対する百分率を示す。

※※ 一つの学校において複数種の課程を設定している場合があるため、学校数と各課程数の合計は一致しない。

# 専修学校の概要②

## 3. 生徒数

設置者区分	総計	国立	公立	私立
生徒数	635,568人 (100.0%)	276人 (0.04%)	22,386人 (3.5%)	612,906人 (96.4%)
高等課程	33,634人	3人	379人	33,252人
専門課程	581,516人	273人	22,002人	559,241人
一般課程	20,418人	0人	5人	20,413人

## 4. 教員数（本務者）

設置者区分	総計	国立	公立	私立
教員数	39,974人 (100.0%)	83人 (0.2%)	2,649人 (6.6%)	37,242人 (93.2%)
高等課程	2,475人	4人	49人	2,422人
専門課程	36,444人	79人	2,599人	33,766人
一般課程	1,055人	0人	1人	1,054人

出典：令和4年度学校基本統計（速報）

※ 括弧内は専修学校全体に対する百分率を示す。

# 専修学校の学校規模別学校数

専修学校は生徒数200人以下が約7割を占め、他の学校種と比べ小規模な学校が多い。

		計	0～200人	201～400人	401～600人	601～800人	801～1,000人	1,001人～
専修学校	学校数	3,083校	<b>2,009校</b>	654校	222校	98校	50校	50校
	割合	100.0%	<b>65.2%</b>	21.2%	7.2%	3.2%	1.6%	1.6%

		計	0～200人	201～400人	401～600人	601～800人	801～1,000人	1,001人～
高等学校	学校数	5,319校	1,131校	727校	1,087校	981校	835校	558校
	割合	100.0%	21.3%	13.7%	20.4%	18.4%	15.7%	10.5%

		計	0～200人	201～400人	401～600人	601～1,000人	1,001人～
短期大学	学校数	315校	103校	121校	62校	25校	4校
	割合	100.0%	32.7%	38.4%	19.7%	7.9%	1.3%

		計	0～100人	101～500人	501～1,000人	1,001～5,000人	5,000～10,000人	10,001人～
大学	学校数	803校	21校	108校	129校	374校	110校	61校
	割合	100.0%	2.6%	13.4%	16.1%	46.6%	13.7%	7.6%

出典：文部科学省「令和3年度学校基本統計」

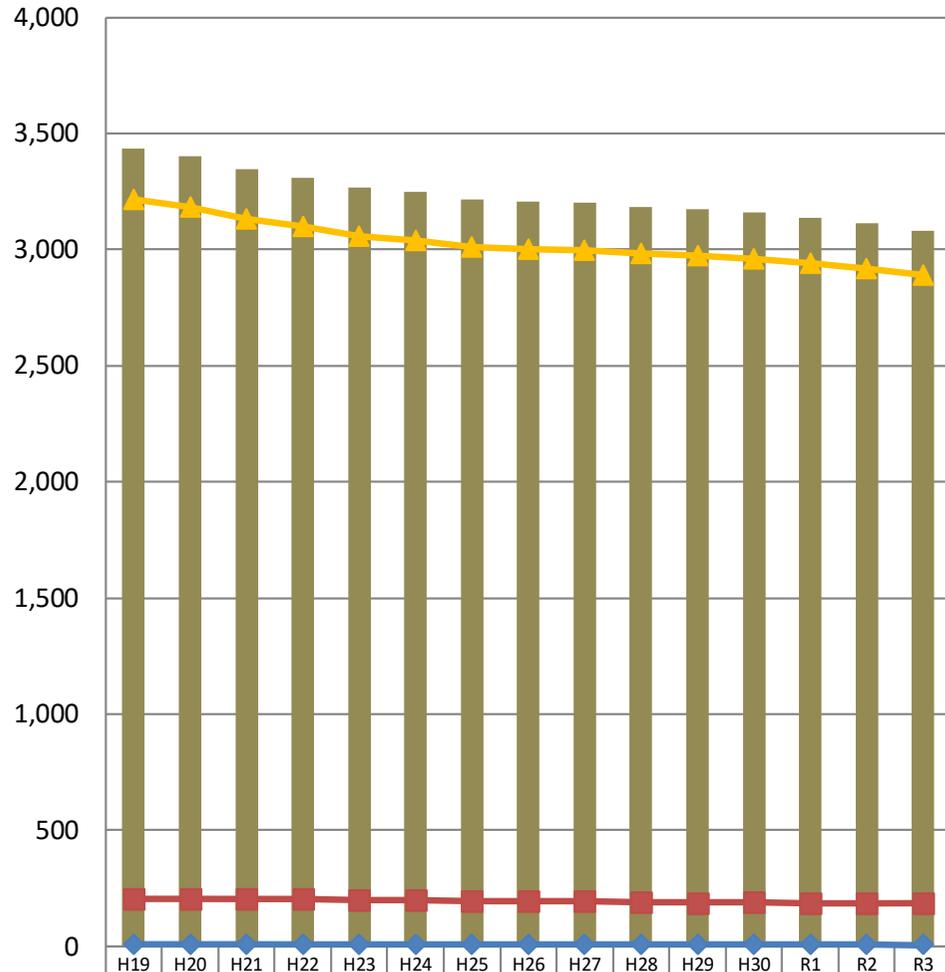
※ 高等学校については、全日制・定時制の生徒数、短期大学・大学については本科のほかに専攻科・別科等も含めた学生数に基づき算出。ただし、通信による教育を受ける学生は除いている。

# 専修学校の学校数の推移（設置者別・課程別）

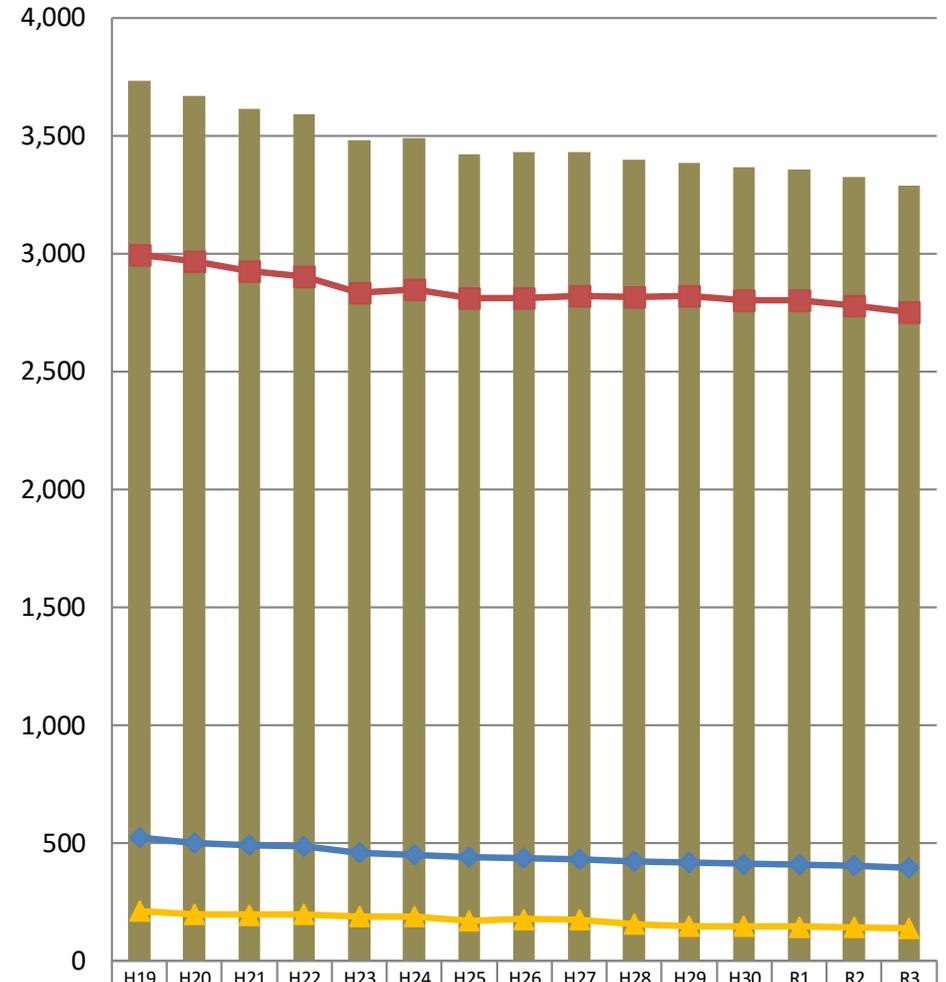
## 専修学校の学校数の推移

『学校基本統計』

### 国公私別学校数の推移



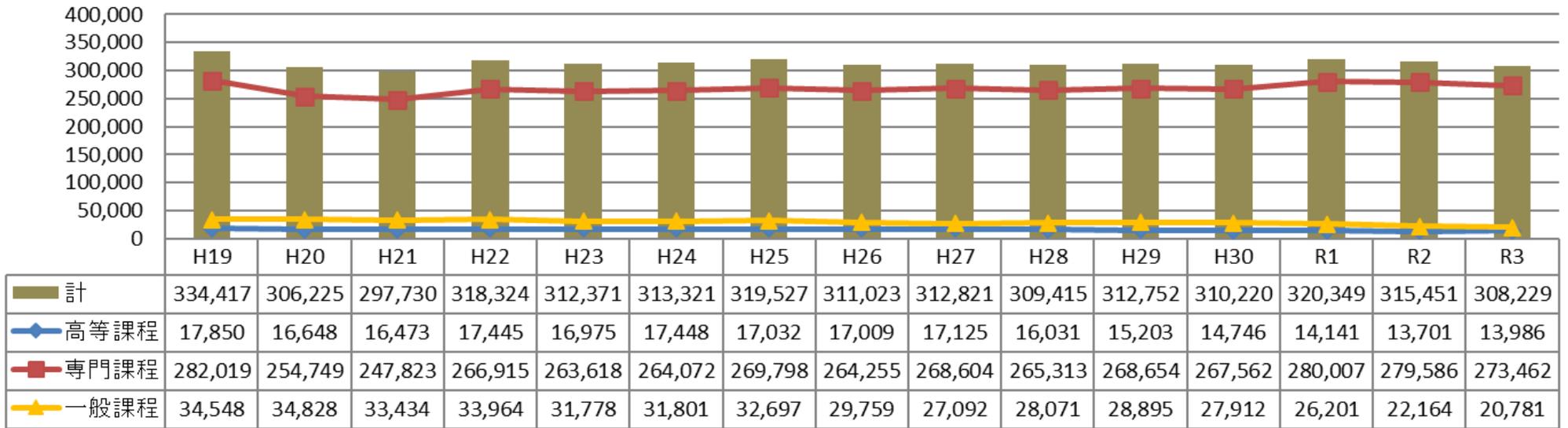
### 課程別学校数の推移



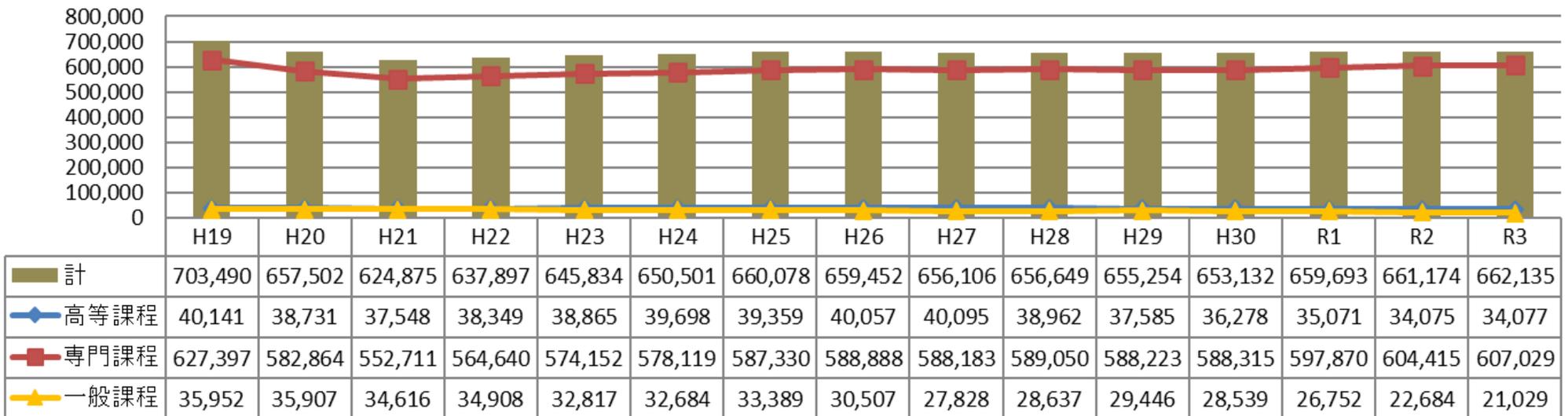
※一つの学校において複数種の課程を設置している場合があるため、「計」と各課程数の合計は一致しない。

# 専修学校の入学者数・生徒数の推移（課程別）

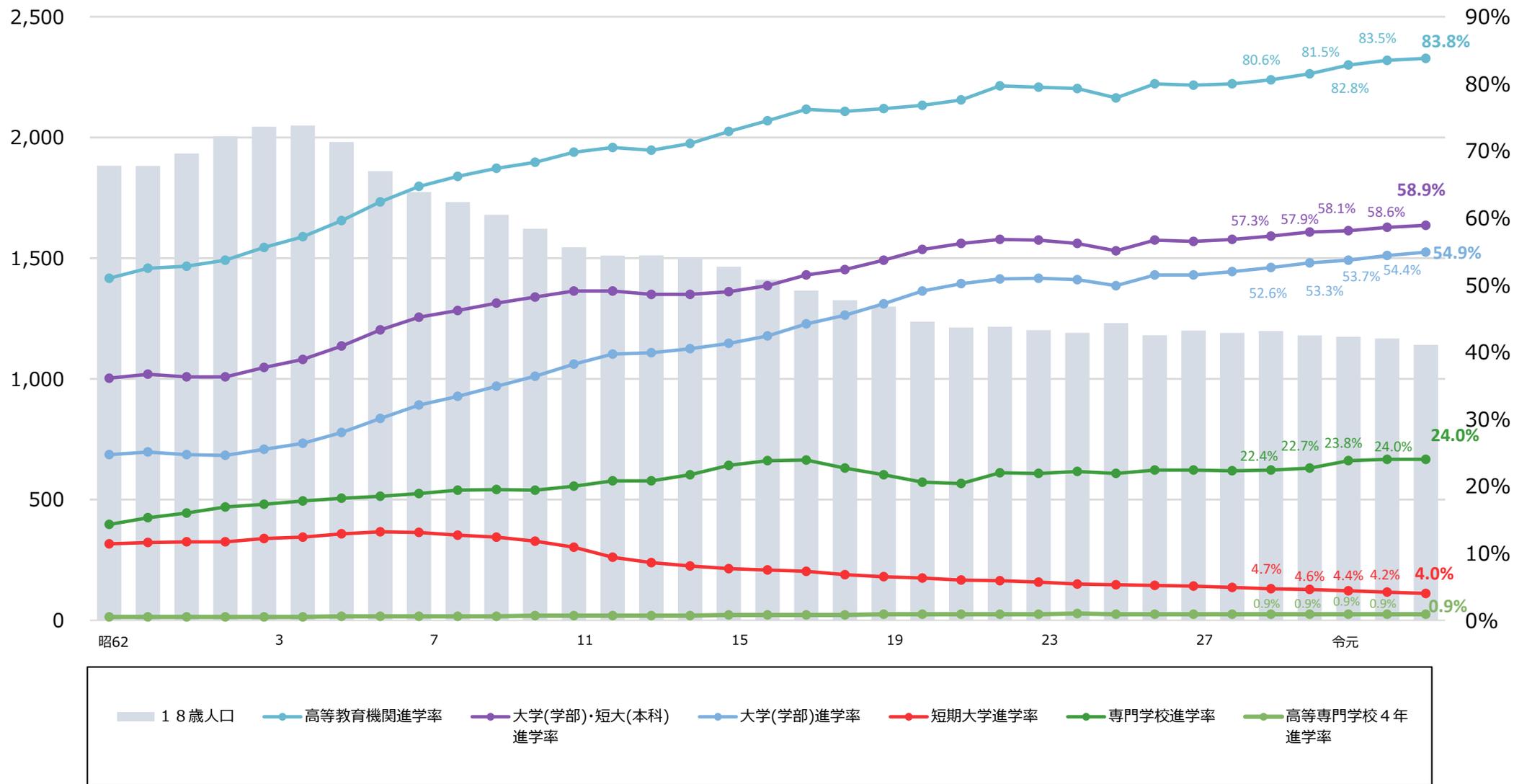
## 課程別入学者数の推移



## 課程別生徒数の推移



# 専門学校含む高等教育機関進学率



# 専修学校の分野別・課程別生徒数

	工業	農業	医療	衛生	教育・ 社会福祉	商業実務	服飾・家政	文化・教養
合計	105,129人 (15.9%)	4,929人 (0.7%)	191,214人 (28.9%)	76,441人 (11.5%)	32,988人 (5.0%)	79,325人 (12.0%)	18,399人 (2.8%)	153,710人 (23.2%)
高等 課程	4,573人 (13.4%)	81人 (0.2%)	7,974人 (23.4%)	4,690人 (13.8%)	950人 (2.8%)	7,781人 (22.8%)	2,308人 (6.8%)	5,720人 (16.8%)
専門 課程	100,539人 (16.6%)	4,848人 (0.8%)	183,240人 (30.2%)	71,567人 (11.8%)	32,038人 (5.3%)	71,482人 (11.8%)	15,954人 (2.6%)	127,361人 (21.0%)
一般 課程	17人 (0.1%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	184人 (0.9%)	0人 (0.0%)	62人 (0.3%)	137人 (0.7%)	20,629人 (98.1%)

出典：令和3年度学校基本統計

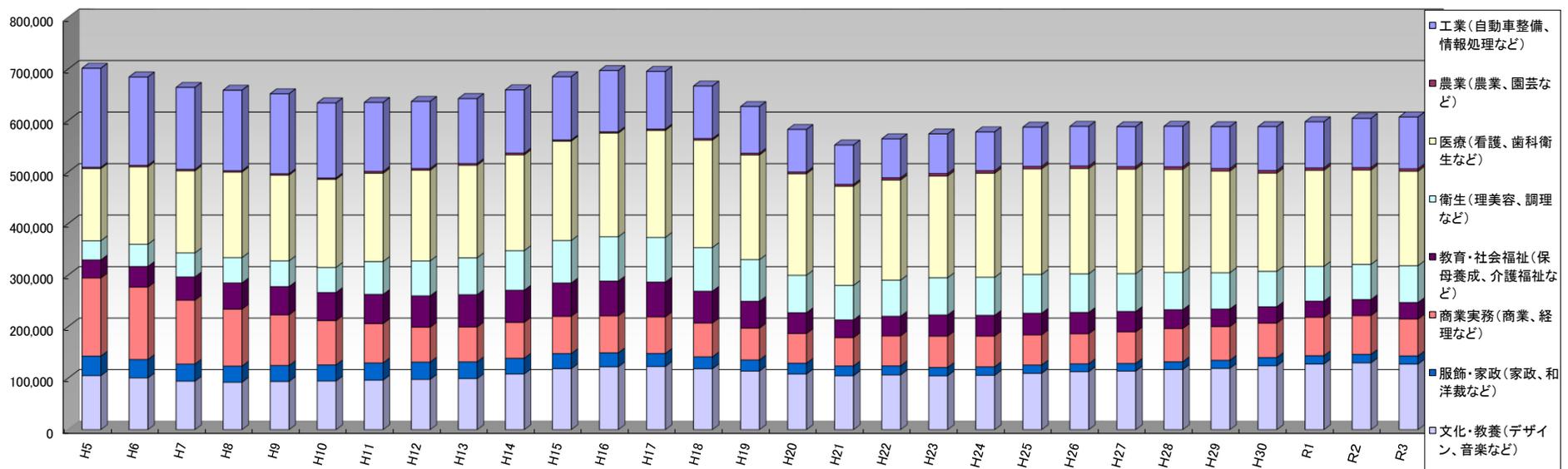
※ 括弧内は専修学校全体に対する百分率を示す。

# 分野別生徒数の推移

分野区分	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
工業（自動車整備、情報処理など）	192,203	171,570	159,012	156,203	155,167	145,581	133,921	130,207	126,112	122,883	122,810	118,963	111,882	101,957	90,707
農業（農業、園芸など）	2,427	2,852	2,959	2,765	2,711	2,735	3,682	3,458	3,298	3,370	2,333	2,402	2,705	3,096	3,393
医療（看護、歯科衛生など）	140,238	150,300	159,360	165,954	166,411	171,006	171,386	175,913	179,719	185,899	192,990	201,403	207,754	208,523	203,249
衛生（理美容、調理など）	37,215	43,130	46,603	49,197	49,907	48,680	63,732	67,908	71,712	76,882	82,493	85,946	86,730	84,804	80,747
教育・社会福祉（保育養成、介護福祉など）	35,028	40,197	45,174	50,903	54,890	54,664	56,715	60,864	62,645	62,419	64,664	67,573	67,564	61,790	52,124
商業実務（商業、経理など）	151,663	140,465	124,083	110,581	98,419	85,878	76,287	67,662	67,641	69,745	72,283	71,691	70,930	65,659	61,781
服飾・家政（家政、和洋裁など）	37,889	35,685	33,115	31,393	30,890	31,247	33,360	33,512	32,495	30,352	29,254	27,192	25,333	23,067	21,568
文化・教養（デザイン、音楽など）	104,986	100,591	94,256	92,061	93,677	94,588	96,286	97,784	99,271	108,230	118,523	122,042	122,710	118,292	113,828
合計	701,649	684,790	664,562	659,057	652,072	634,379	635,369	637,308	642,893	659,780	685,350	697,212	695,608	667,188	627,397

分野区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
工業（自動車整備、情報処理など）	82,572	76,420	75,570	76,831	75,381	76,088	76,934	77,482	78,660	81,127	85,184	89,575	95,593	100,539
農業（農業、園芸など）	3,498	3,667	4,390	4,926	4,928	4,906	4,971	4,991	5,081	5,027	5,046	4,843	4,743	4,848
医療（看護、歯科衛生など）	196,980	192,616	194,439	197,381	202,023	204,919	204,320	202,723	200,080	197,357	190,539	186,437	183,236	183,240
衛生（理美容、調理など）	72,789	66,836	70,048	72,393	73,745	75,356	75,006	73,396	72,259	70,528	68,796	67,431	68,222	71,567
教育・社会福祉（保育養成、介護福祉など）	40,378	34,438	38,101	41,073	40,314	41,996	41,506	39,632	36,619	34,027	31,931	31,394	31,069	32,038
商業実務（商業、経理など）	57,558	55,009	58,248	60,710	59,593	58,506	58,249	61,333	64,541	65,431	66,628	74,585	75,298	71,482
服飾・家政（家政、和洋裁など）	20,963	18,910	17,420	16,161	16,475	16,074	15,204	14,792	15,038	15,753	16,053	16,049	16,545	15,954
文化・教養（デザイン、音楽など）	108,126	104,815	106,424	104,677	105,660	109,485	112,698	113,834	116,772	118,973	124,138	127,556	129,709	127,361
合計	582,864	552,711	564,640	574,152	578,119	587,330	588,888	588,183	589,050	588,223	588,315	597,870	604,415	607,029

《出典：学校基本統計》



# 専修学校の分野

8つの分野に渡り、専門的な知識、技術、国家資格を含む多様な資格が取得可能

## 工業

Technology Field

生活を支える物づくり、想像を形にする仕事

主な卒業学科

情報処理、土木・建築、電気・電子、自動車整備、ゲーム、CGなど

取得できる資格、職業例

システムエンジニア、ゲームクリエイター、建築士、電気工事士、自動車整備士、インテリアプランナーなど



## 農業

Agriculture Field

自然を理解し、自然とともに働く仕事

主な卒業学科

農業、園芸、畜産、バイオテクノロジー、ガーデンビジネス、フラワービジネス、動物管理など

取得できる資格、職業例

ガーデナー、園芸技術者、生花デザイナー、食品安全管理スタッフなど



## 医療

Medical Care Field

病院などで  
医師・歯科医師をサポートする専門職

主な卒業学科

看護、歯科衛生、歯科技工、臨床検査、診療放射線、柔道整復、理学・作業療法など

取得できる資格、職業例

看護師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、診療放射線技師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士など



## 衛生

Personal Care and Nutrition Field

キレイ! かわいい! かっこいい! 美味しい! を作り出すプロ

主な卒業学科

調理、栄養、理容・美容、製菓・製パン、メイク、エステティックなど

取得できる資格、職業例

調理師、栄養士、理容師、美容師、パティシエ、食品衛生管理者、メイクアップアーティスト、エステティシャンなど



## 教育・社会福祉

Education and Welfare Field

子どもからお年寄りまで、  
教育や支えが必要な人と接する仕事

主な卒業学科

保育、幼児教育、社会福祉、介護福祉、医療福祉など

取得できる資格、職業例

保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、訪問介護員(ホームヘルパー)など



## 商業実務

Business Field

資格を取得し、  
ビジネスの現場を支えるプロ

主な卒業学科

経理・簿記、秘書、経営、情報、観光・ホテル、医療事務など

取得できる資格、職業例

税理士、公認会計士、秘書、旅行業、ホテルスタッフ、医療事務員など



## 服飾・家政

Fashion and Home Economics Field

センスを生かし、  
生活の中で豊かさを生み出す仕事

主な卒業学科

和洋裁、服飾、ファッションデザイン、ファッションビジネスなど

取得できる資格、職業例

ファッションデザイナー、パタンナー、スタイリスト、ファッションアドバイザー、マーチャンダイザーなど



## 文化・教養

Culture and General Education Field

多彩な能力を自由に発揮し、  
学びや楽しみを提供する仕事

主な卒業学科

音楽、美術、グラフィックデザイン、外国語、演劇・映画、通訳・翻訳、動物、法律行政、スポーツなど

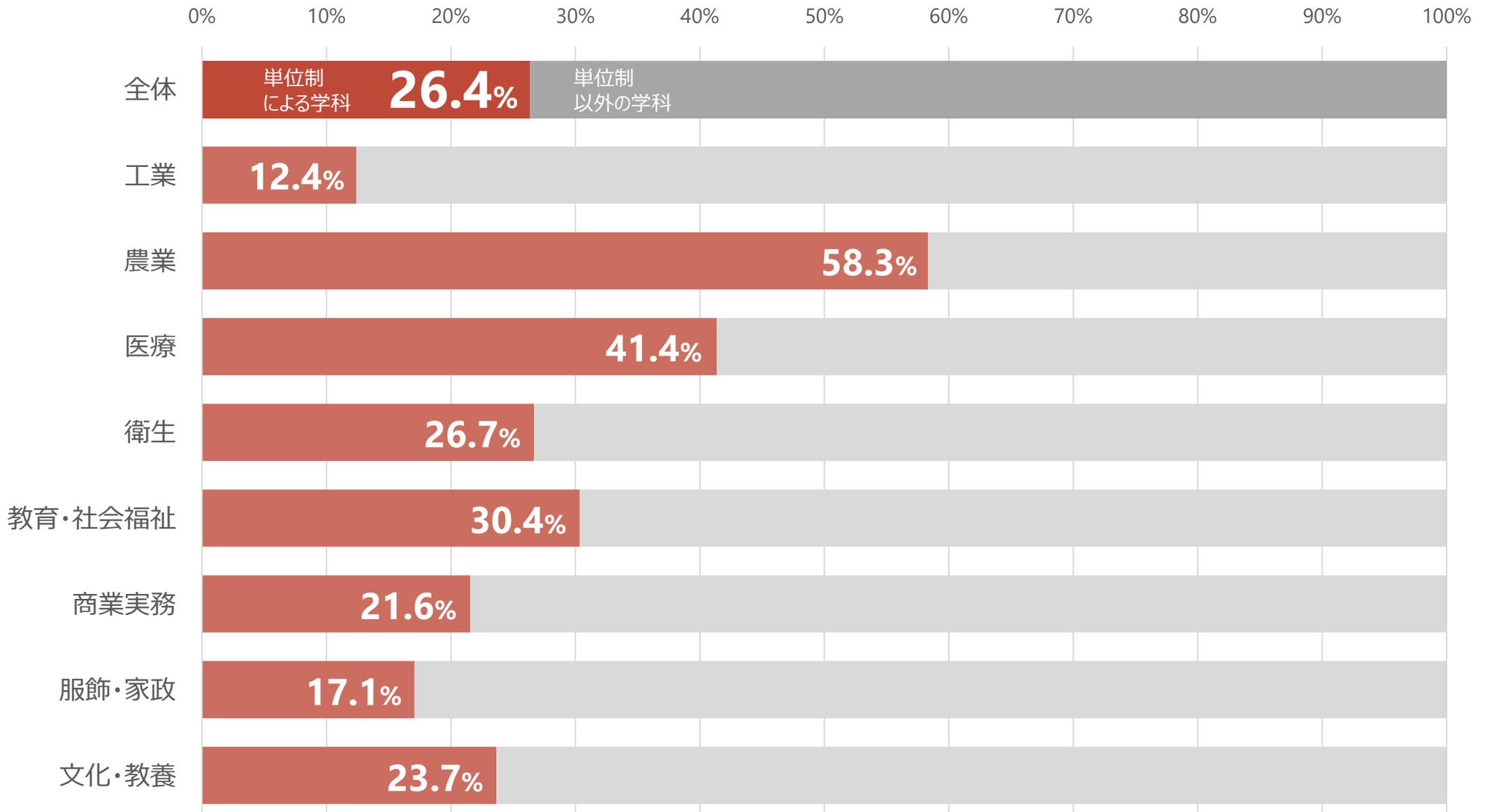
取得できる資格、職業例

デザイナー、通訳、トリマー、公務員、司法書士、行政書士、スポーツインストラクターなど



# 専門学校における分野別単位制学科割合

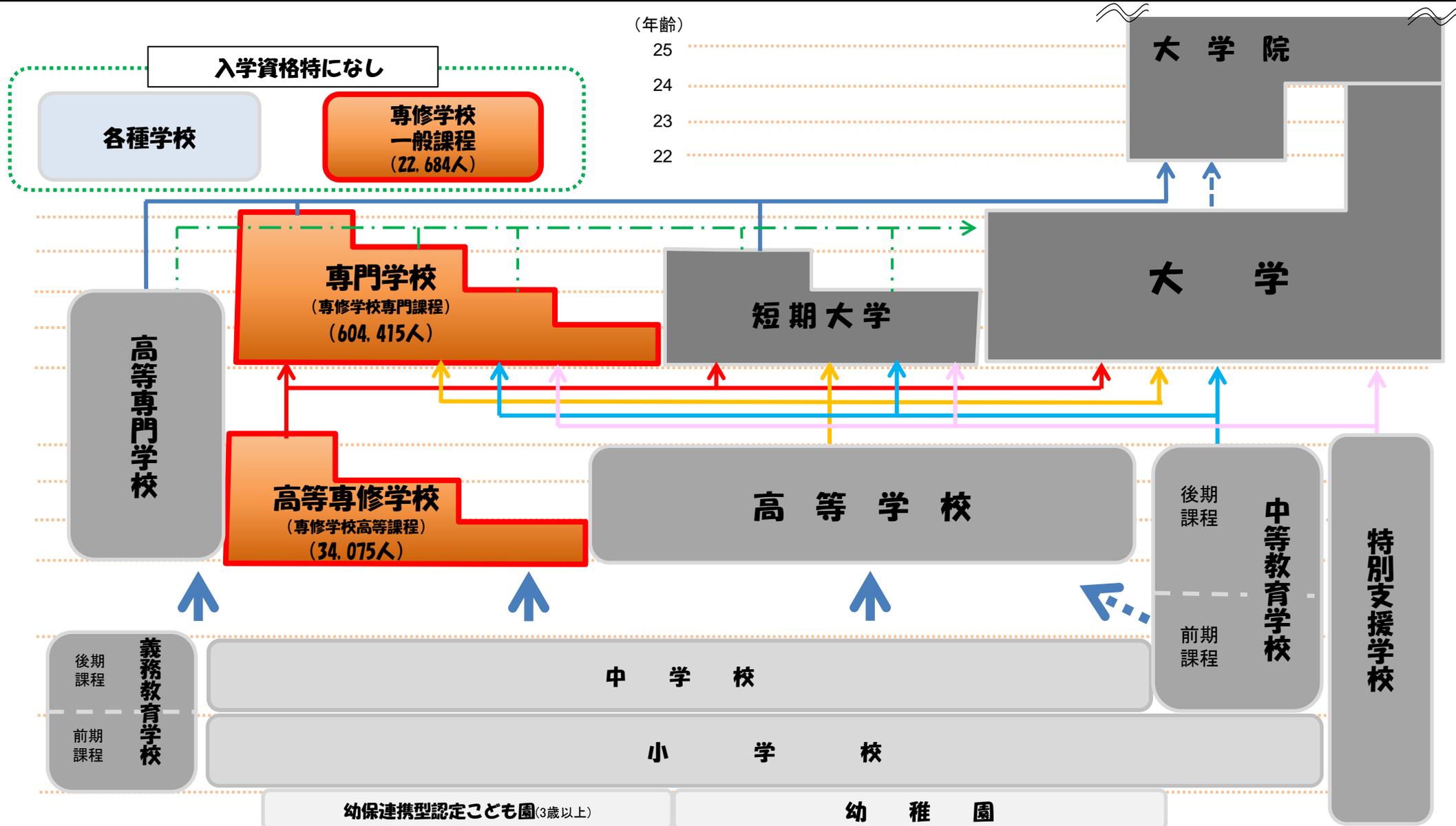
専門学校における学科のうち約 4 分の 1 において単位制を導入



出典：文部科学省「令和3年度学校基本調査」

# 専修学校（日本の学校体系における位置づけ）

- 高等学校等への進学率は98.9%（2021年度）
- 18歳人口に占める高等教育機関への進学率  
大学54.9%、短期大学4.0%、専門学校24.0%（2021年度）



※人数は「令和3年度学校基本統計」より

※高等学校等への進学率とは、中学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科及び高等専門学校への進学者の比率

# 専修学校の設置認可基準（概要）

（昭和51年文部省令第2号）

区分	基準内容
目的	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うこと
設置者	専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること 等
入学資格	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
修業年限	1年以上
卒業所要授業時間	昼間学科：年間800時間以上、夜間学科：年間450時間以上
教育内容	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
生徒数	教育を受ける者が常時40人以上であること。 （同時に授業を行う生徒数は、原則として40人以下）
教員資格	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
教員数	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別による。
校舎の面積	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別による。
施設・設備等	専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない等
教材	規定なし
所轄庁	都道府県

※ 上記は、専修学校の設置認可基準のうち、主なものの概要を記載している。

# 各種学校の設置認可基準（概要）

（昭和31年文部省令第31号）

区分	基準内容
目的	学校教育に類する教育を行うこと
設置者	制限なし
入学資格	制限なし
修業年限	1年以上（但し、簡易な技術、技芸等の課程は3ヶ月以上1年未満）
卒業所要授業時間	原則年間680時間以上
教育内容	規定なし
生徒数	教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して適当な数を定める。 （同時に授業を行う生徒数は、原則として40人以下）
教員資格	担当する教科に関して専門的知識、技術、技能等を有する者
教員数	3人以上
校舎の面積	115.70㎡以上、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.31㎡以上（特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合はこの限りではない。）
施設・設備等	教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設及び設備を備えなければならない。
教材	規定なし
所轄庁	都道府県

※ 上記は、各種学校の設置認可基準のうち、主なものの概要を記載している。

# 準学校法人の設置認可基準（概要）

〔 昭和25年文部次官通達  
昭和35年文部省管理局長通達 〕

区分		基準内容	
目的		私立専修学校・各種学校の設置	
機関	役員	役員には、各役員につき、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。	
	理事（会）	職務：業務の執行機関（法人を代表とする） 定数：5人以上（ただし、7人以上を相当とする） 選任：設置する学校の校長等	
	監事	職務：財産・業務執行状況の監査機関 定数：2人以上 （兼職禁止：理事・教職員を兼ねてはならない）	
	評議員（会）	職務：理事長の諮問機関 定数：理事定数の2倍を超える数 選任：寄付行為の規定により選任された者	
資産	基本財産	原則、自己所有（負担付でないこと。ただし、特段の事情があり、かつ、教育上支障のないことが確実と認められる場合には、この限りではない）	
	施設・設備	校地	校舎敷地、屋外運動場、実験実習地等
		校舎	普通教室、実習室、職員室、図書室等（教員室、事務室、保健室他）
		設備	教具（機械、器具、模型等）、学具（机、腰掛等）
運用財産	毎年度の計支出に対し、授業料・入学金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保てること		

# 専修学校に関するこれまでの主な制度改正等の概要

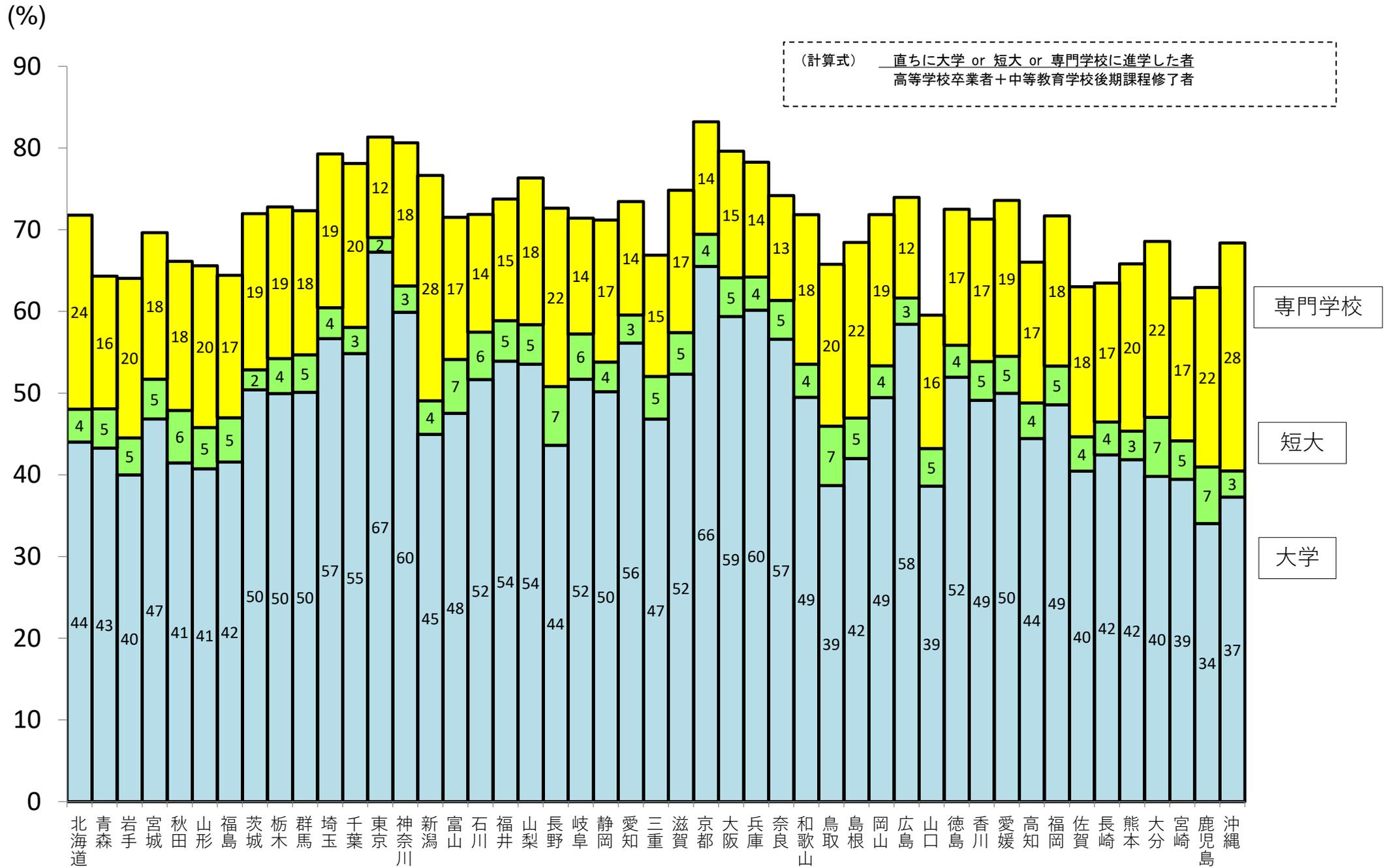
令和4年6月現在

	昭和51年 制度発足	昭和57年 私立学校振興助成法改正	平成18年 教育基本法改正	
修了者の学習成果の評価			【平成7年】 「専門士」の称号付与 専門課程・2年以上、試験等に基づく課程修了の認定等	【平成17年】 「高度専門士」の称号付与 専門課程・4年以上、試験等に基づく課程修了の認定等
大学院との接続		【昭和60年】 [高等課程・3年以上] 大学入学資格の付与	【平成10年】 [専門課程・2年以上等] 大学編入学資格の付与	【平成17年】 [専門課程・4年以上等] 大学院入学資格の付与
教育の質の向上			【平成14年】 情報の積極的提供の義務化 自己点検・評価等の努力義務化	【平成16年】 財務情報の公開の義務化 【平成19年】 自己評価の義務化等・学校関係者評価の努力義務化 【平成24年】 単位制・通信制の制度化 【平成25年】 「職業実践専門課程」制度創設 「専修学校における学校評価ガイドライン」の策定 【平成29年】 「これからの専修学校教育の振興のあり方について(報告)」 【平成30年】 「キャリア形成促進プログラム」制度創設
学校間における評価の相互		【平成3年】 大学等における専門学校教育の単位認定	【平成5年】 高校における専修学校教育の単位認定	【平成11年】 専修学校における大学等の学修の履修認定に係る範囲拡大 [1/4→1/2] 【平成24年】 専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学習の範囲の拡大(高等学校専攻科、職業訓練等) 【令和4年】 専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学習の範囲の拡大(特別の課程履修の単位認定)
助成・税制	【昭和55年】 日本育英会奨学金事業の対象化	【昭和60年】 専修学校補助等に関する地方交付税措置 【昭和58年】 学校法人・準学校法人への施設整備費創設	【平成9年】 準学校法人の設備整備費補助対象化	【平成18年】 勤労学生控除制度の対象者拡大 【平成22年】 高等課程生徒に対する「高等学校等就学支援金」の支給 【平成23年】 学校法人・準学校法人等に対する個人からの寄付の税額控除の導入(平成27年及び平成28年に要件緩和) 【平成25年】 高等専修学校の授業料減免措置に関する地方交付税措置を開始 JASSO奨学金事業の対象拡大(専門学校)の修業年限2年未満の課程も新たに対象化 【令和2年4月】 高等教育の修学支援新制度 【令和4年4月】 職業実践専門課程認定校に対する特別交付税措置 【平成29年】 給付型奨学金(平成30年から本格実施) JSC災害共済給付制度の高等課程対象化

## ● 都道府県別の状況

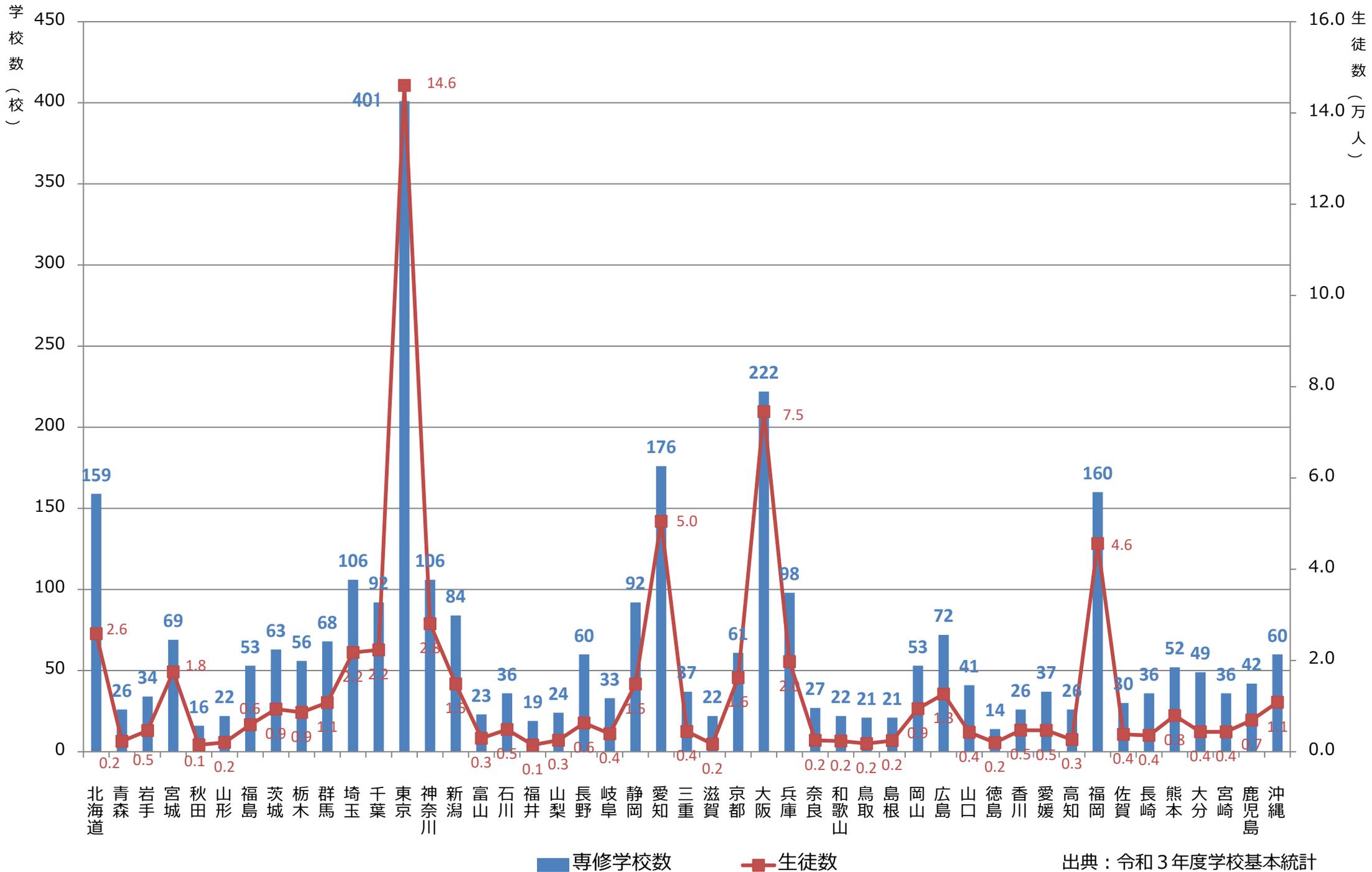
---

# 都道府県別高校新卒者の進学率



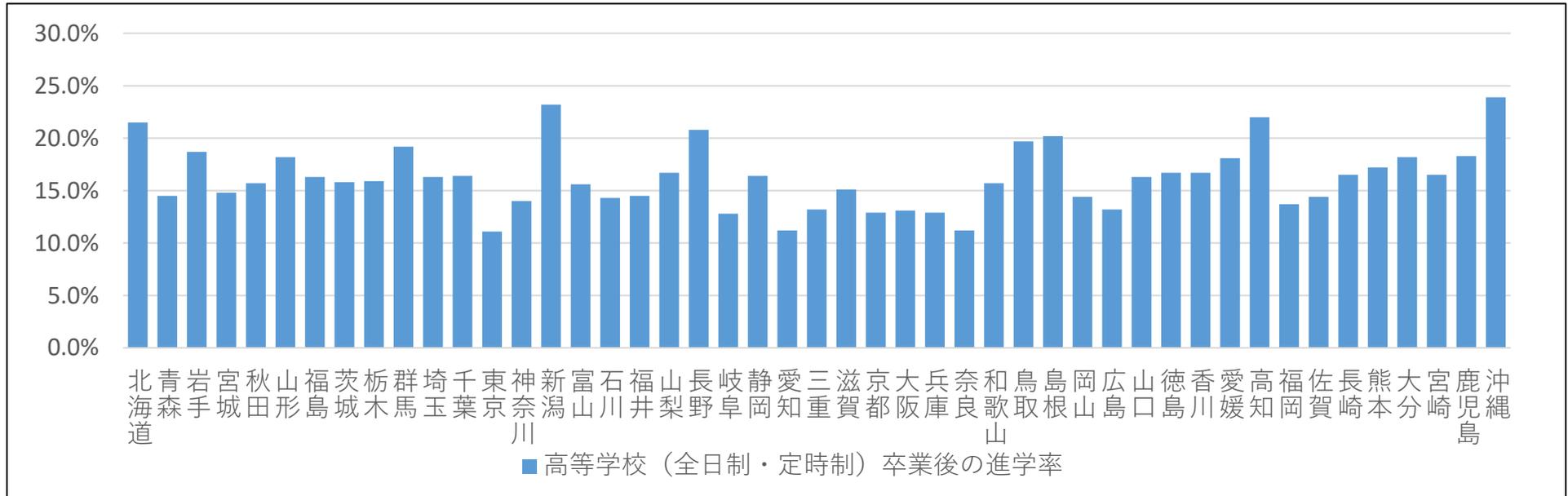
出典: 令和3年度学校基本統計

# 地域別専修学校数と生徒数

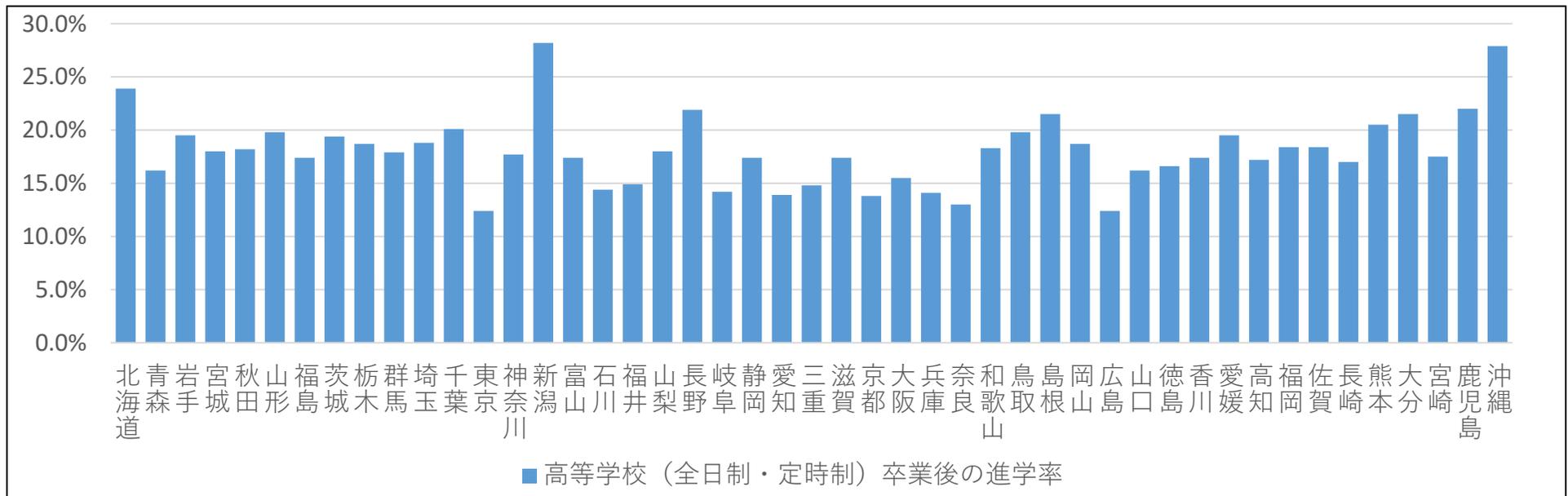


# 都道府県別専門学校進学率の変化

【平成20年度：15.3%】



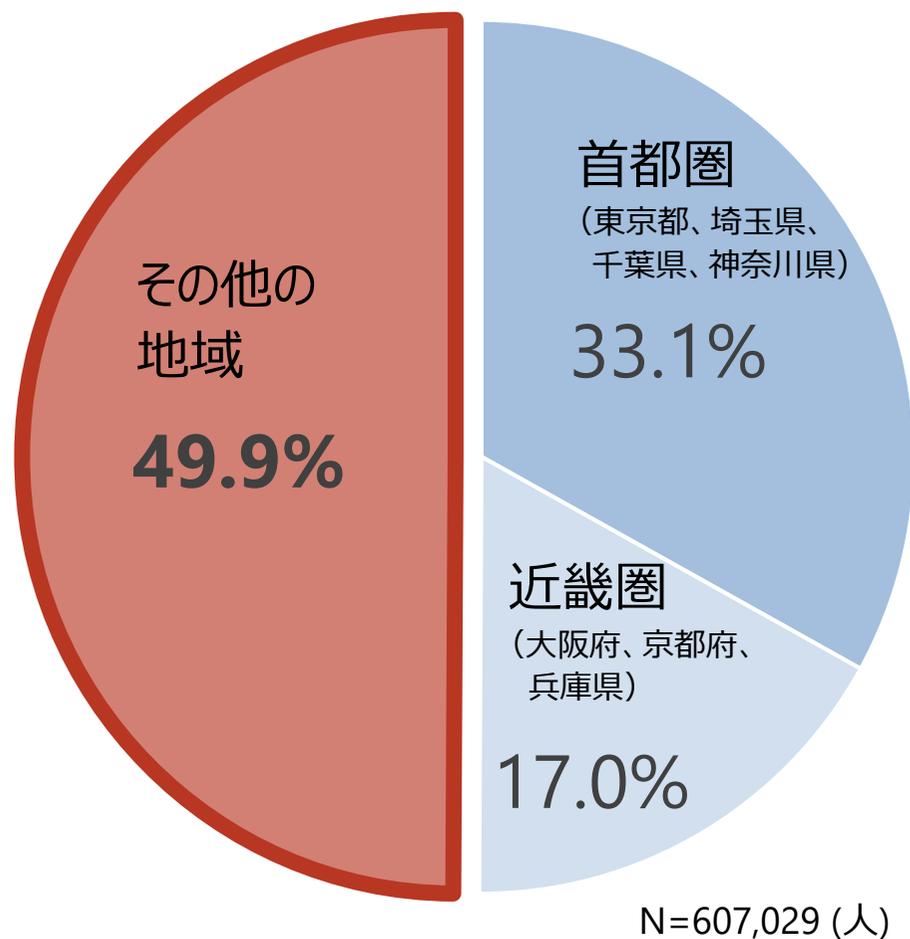
【令和3年度：17.3%】



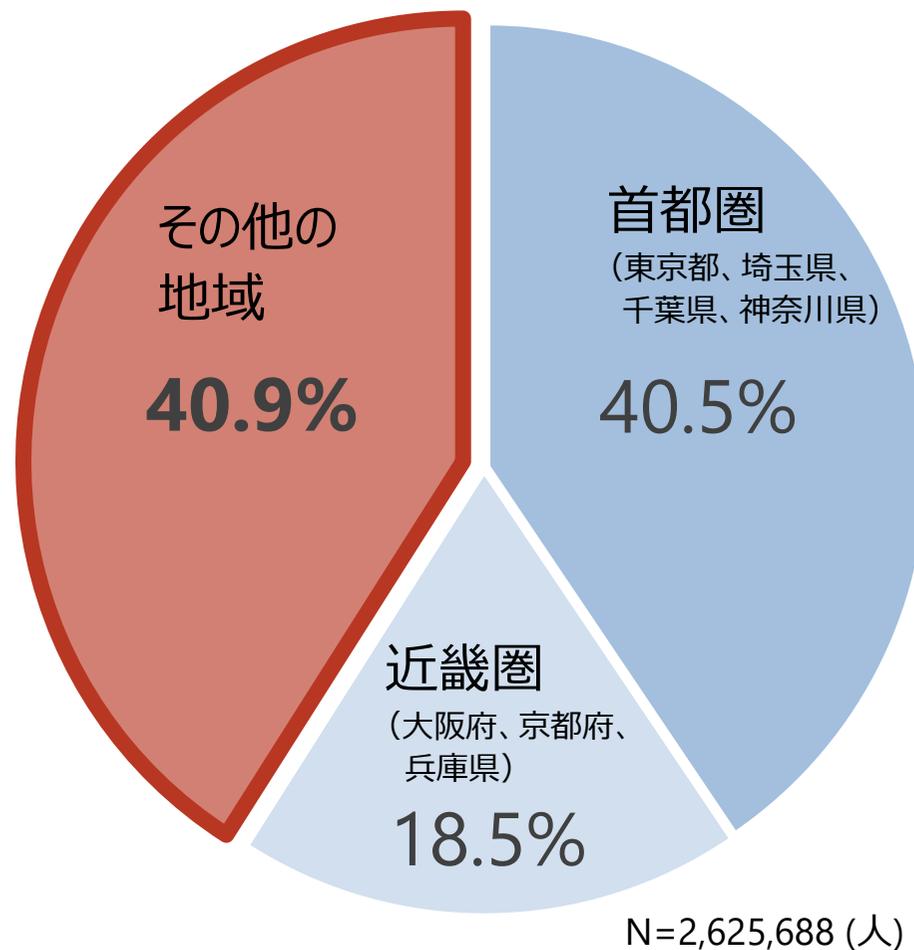
# 全国の専門学校生・大学生のうち首都圏・近畿圏に在学する者の割合

専門学校は、大学に比較して、なお地方の教育資源としての性格をより強く残している。

## 専門学校



## 大学 (学部)

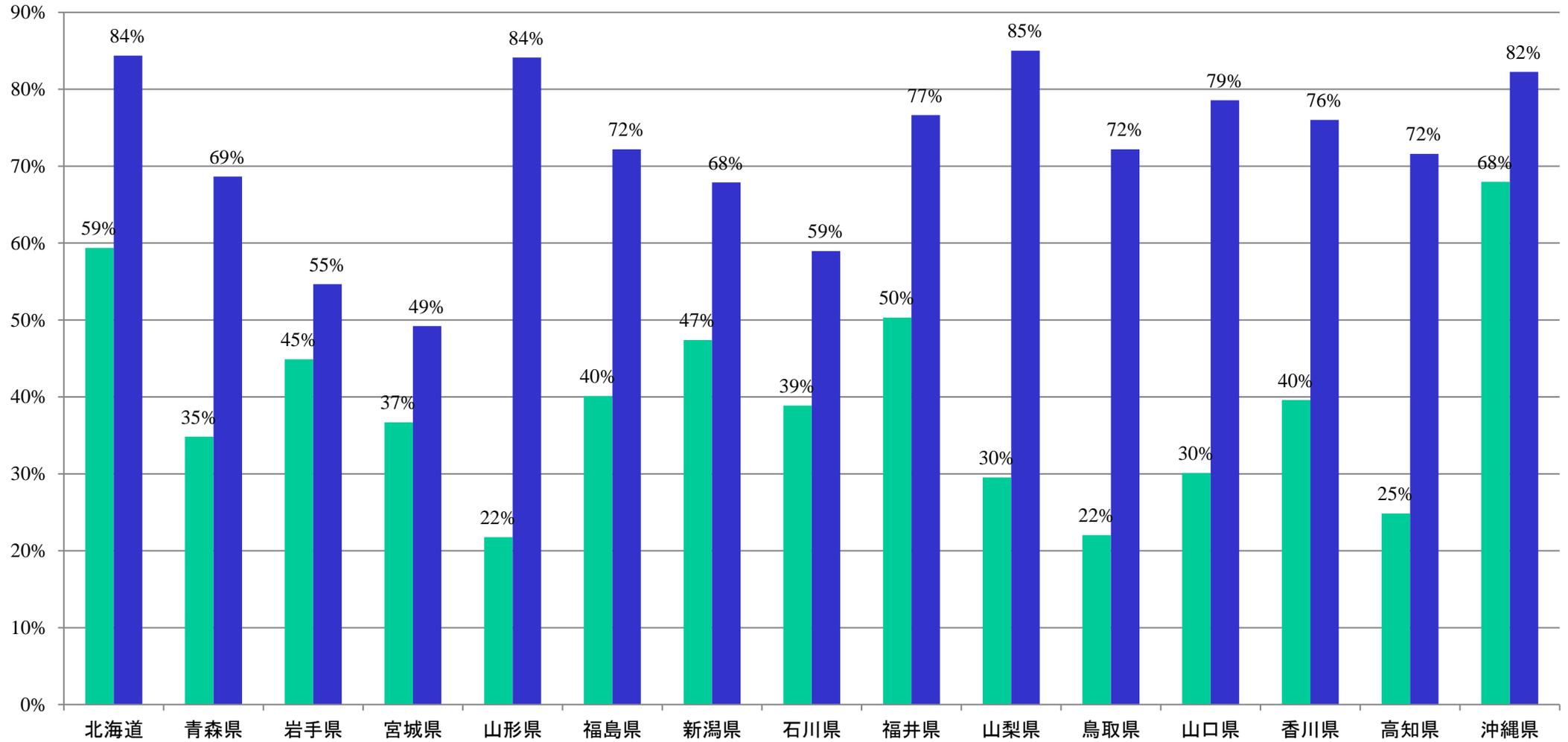


出典：文部科学省「令和3年度学校基本統計」

# 専門学校・大学卒業者における地元就職の状況

■ 県内の【大学】を卒業し、就職した者のうち県内企業へ就職(内定)した者の割合

■ 県内の【専門学校】を卒業し、就職した者のうち県内企業へ就職(内定)した者の割合



令和4年3月卒業者の状況  
文部科学省専修学校教育振興室調べ(各県の労働局発表の就職内定状況調査より作成)

# ● 職業實踐專門課程

---

# 職業実践専門課程について

## 職業実践専門課程とは

専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を育成する実践的かつ専門的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する制度

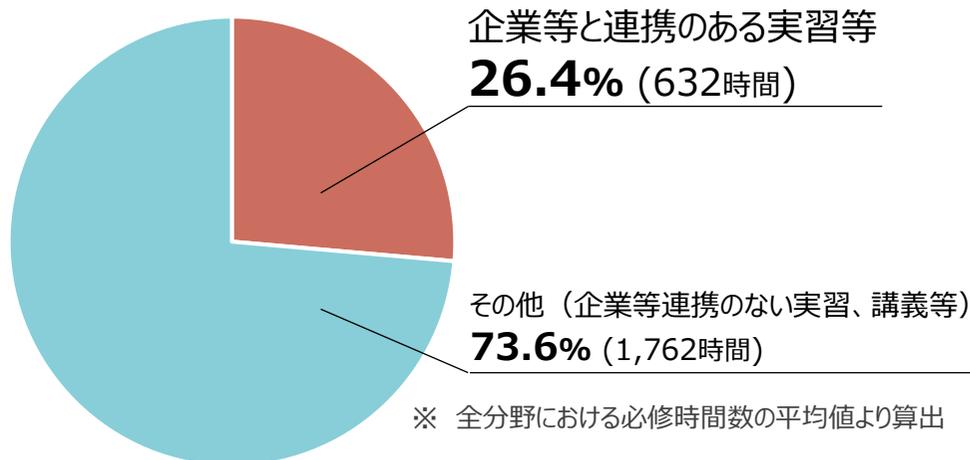
## 認定要件

- **専門士**※又は**高度専門士**※※の認定課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して**学校関係者評価と情報公開**を実施

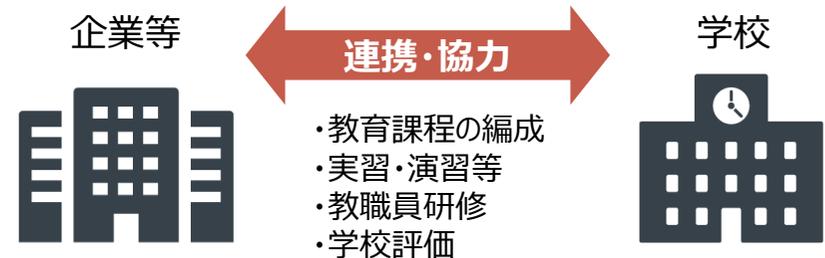
※専門士の認定要件：①修業年限が2年以上、②総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定

※※高度専門士の認定要件：①修業年限が4年以上、②総授業時数が3,400単位時間（124単位）以上、③体系的に教育課程を編成、④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定

## 実習の状況



出典：平成29年度「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究（三菱総合研究所）



認定数 **1,083校 3,154学科**（令和4年3月時点）

## 認定を受けるメリット

### 学校

- ・企業等と連携して教育課程の編成や実習等を行うことで、**業界ニーズの把握や、養成する人材像を明確化**でき、より実践的な職業教育を行うことができる。
- ・**学校関係者による学校評価**により、**教育活動や学校運営の改善点が明確**になる。
- ・「職業実践専門課程」という枠組みを通じ、教員や高校生、保護者等に対して、**学校の強みを積極的にアピール**できる。

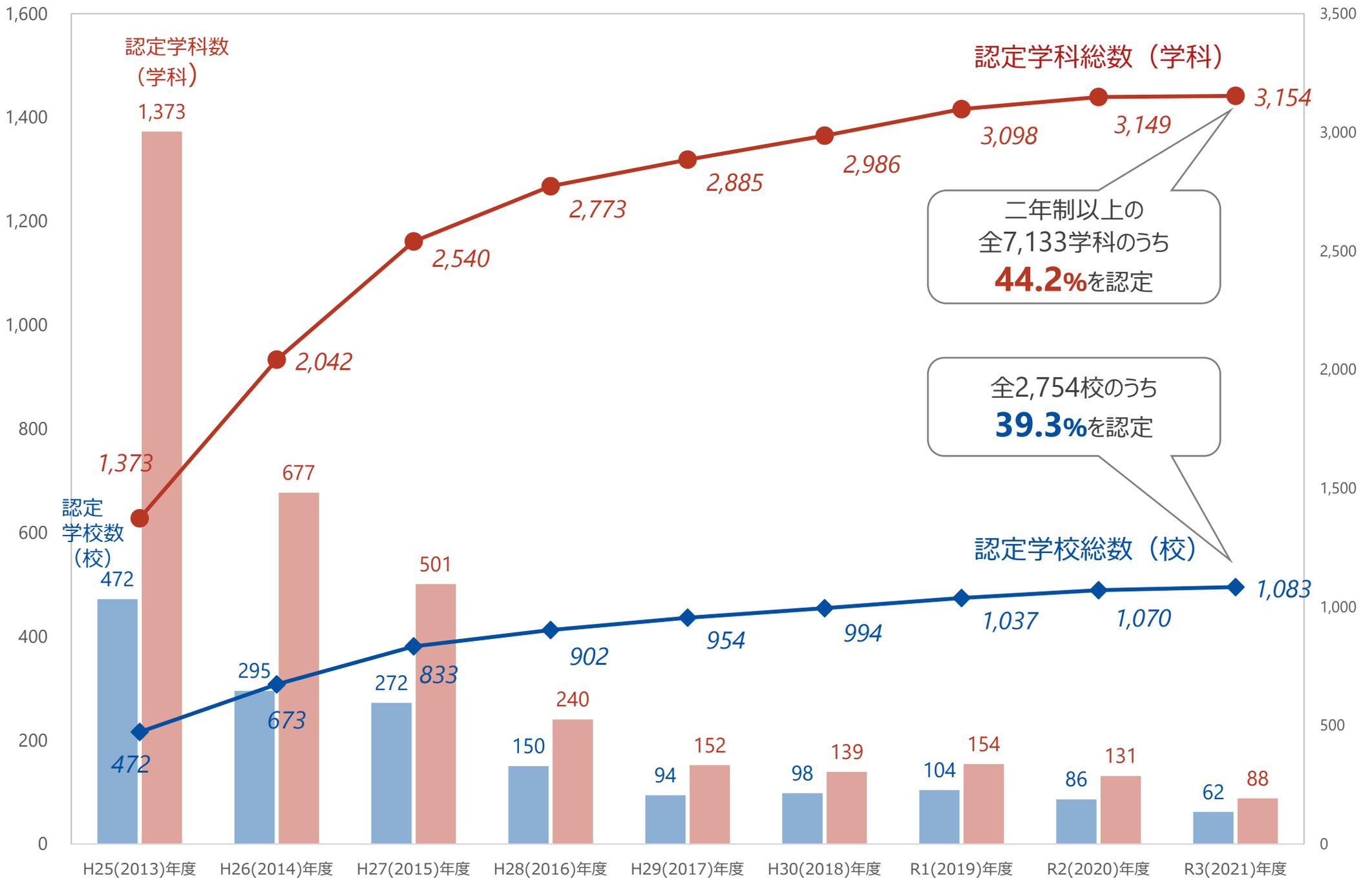
### 企業

- ・派遣社員の**スキルアップ**や**モチベーション向上**。
- ・生徒の感性や発想を**商品開発や現場の改善**に活かせる。

### 生徒

- ・**企業等のニーズを反映したカリキュラム**を学べる。
- ・実習等により現場の生の声を聞き、**具体的に働くイメージ**が持てる。
- ・**教育訓練給付金**を受けられることができる。（社会人）

# 職業実践専門課程における認定校数・認定学科数の推移



# 職業実践専門課程等が認定されている学科の割合

	修業年限 2 年以上の専門課程					
				うち 修業年限 4 年以上の専門課程		
		うち 職業実践専門課程認定	うち 専門士認定		うち 職業実践専門課程認定	うち 高度専門士認定
<b>学科数</b> (総学科数に占める割合)	7,446学科 (100%)	3,148学科 (42%)	6,812学科 (91%)	538学科 (100%)	472学科 (88%)	480学科 (89%)

※ 令和3年3月時点。

※※ 上記の他、大学の編入学は、専修学校の専門課程（修業年限2年以上、総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上の課程）を修了した者が認められ、各大学の学長が入学を許可する。

# 職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

## 職業実践専門課程について

専門学校のうち、特に企業等との連携体制を構築し、実務の最新知識・技術・技能を身につけられるよう、より実践的な職業教育に取り組んでいる学科について、平成26年度より文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

## 職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

- ・ **19都府県**で職業実践専門課程認定校への補助を実施。(※令和3年度。実施府県は下図のとおり。)
- ・ 職業実践専門課程が制度化(平成26年度)された翌年度以降、**毎年度、同課程認定校に対する独自の補助制度を有する自治体が増加**。
- ・ 職業実践専門課程認定校に係る追加的な経費への都道府県補助について、**令和4年度から特別交付税措置**。

参考：職業実践専門課程の認定状況  
(令和4年3月25日時点)

- ・ 学校数：1,083校(39.3%)
- ・ 学科数：3,154学科(44.2%)

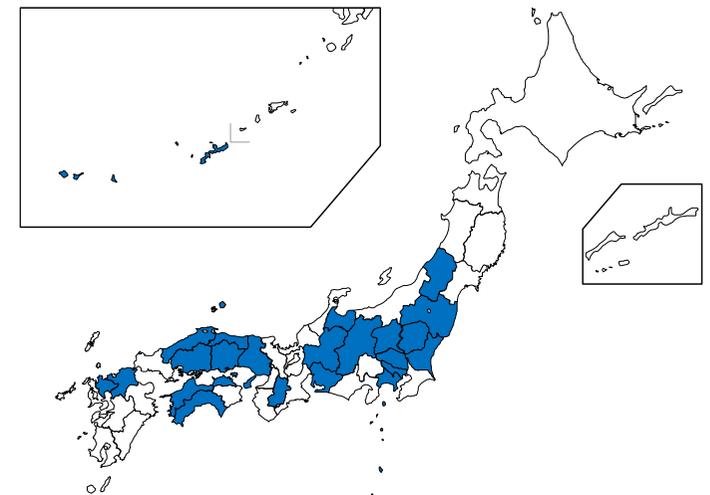
※合計欄の( )内の数字は全専門学校数(2,754校)、修業年限2年以上の全学科数(7,133学科)に占める割合。

職業実践専門課程認定校への補助を行っている都道府県数  
(令和4年6月時点)

令和3年度：19都府県



**令和4年度：24都府県**



図：職業実践専門課程認定校への補助を行っている自治体(令和4年6月時点)  
(山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、岐阜県、愛知県、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、沖縄県)

# 今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて（とりまとめ）（概要）

## 1. 職業実践専門課程制度の経緯等

職業実践専門課程は、専門学校のうち、企業等と密接に連携して実践的な職業教育に取り組む学科を文部科学大臣が認定する制度として平成25年度に創設され、教育内容に対する学生・生徒の満足度向上、知識や技術に対する教職員の理解や指導力の向上、職業教育の可視化等に寄与。一方で、一層の認知度向上や個々の取組の充実に図りながら、更なる普及を図っていくことが課題。

## 2. 職業実践専門課程の充実方策

### （1）学修目標の具体化

個別企業の人材ニーズのみならず、業界全体や地域において必要とされる人材像の明確化が重要

### （2）教育課程の編成・実施

#### ①教育課程編成委員会

知見のある企業等委員の参画、企業等委員の意見が適切に教育課程に反映されることが必要

#### ②実習・演習等

企業等との連携の在り方について具体的な要件の明確化、企業等と連携した学修成果の評価が重要

#### ③教職員研修等

実務に関する知識・技能の修得・向上、指導力向上など事務職員を含む組織的な研修体制の構築、実務家教員の配置の在り方の検討が必要

### （3）学修成果の可視化、学校評価及び情報公開

#### ①学修成果の可視化

企業等で必要とされている人材育成成果の客観的な明示、学修ポートフォリオの活用、卒業生の修得能力の把握等が重要。

#### ②学校評価

評価の結果を踏まえた教育活動と学校運営の改善が重要。更なる充実のため、職業教育における第三者評価の仕組みも参考にした検討が必要

#### ③情報公開

教育の質保証・向上や関係業界との連携促進等に資するため、優良事例を活用しつつ更なる情報公開を図る

### （4）専門士との連携

職業実践専門課程の認定要件として専門士の認定を受けていることを求めることを検討

### （5）PDCAサイクルを支える基盤

組織的な教職員体制の構築、研修の充実とともに各教員の授業改善とフィードバックを継続的に行うこと等を通じてPDCAサイクルを回し、職業教育のマネジメントを効果的に発揮する必要

### （6）職業実践専門課程充実に向けた具体的方策

- ・ 実施要項の見直し又はガイドライン等の作成による職業実践専門課程の認定要件明確化
- ・ 職業実践専門課程のフォローアップ手法の見直しを通じた更なる質の向上
- ・ 職業実践専門課程認定校における更なる高度化等の取組支援
- ・ 高専連携の取組等を通じた都道府県や企業との理解促進
- ・ 都道府県関係部局における更なる連携促進

## 3. 更なる検討が必要な事項

- ・ 中期計画の策定を通じた経営基盤の強化
- ・ 遠隔授業を効果的に実施するための在り方の検討
- ・ 専修学校におけるリカレント教育の充実 等

# 今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて（とりまとめ） を踏まえたアウトプット（イメージ）

事 項	具体的内容	R 4～
<div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 5px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">学修目標の具体化</div>	<div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <b>育成人材像の明確化</b>                      個別企業のみならず、業界全体の状況を勘案                 </div>	<div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;"> <b>関連委託事業も活用した見直し内容の詳細検討</b> </div> <div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査                 </div> <div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     全学的な職業教育マネジメント確立のために必要な専門スタッフ育成と情報公開の促進体制の整備                 </div> <div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     体系的な教職員研修プログラムの実用化に向けた開発・普及・展開                 </div> <div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     専修学校教育の質保証・向上を進めるために必要な教職員研修プログラム開発                 </div> <div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     職業教育マネジメントにおける事例収集・分析等                 </div> <div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     学校評価の充実等を目的とした資格枠組の共有化・職業分野別展開とその用性の検証                 </div> <div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     実践的職業教育における第三者評価機関等の確立に向けた定義、要件等に関する提言                 </div> <div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     職業実践専門課程の充実に向けた自己点検・評価システムの検証と質保証・向上のための取組                 </div> <div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     職業実践専門課程版ポートレートの構築                 </div> <div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 5px;">                     全学的な職業教育マネジメント確立のために必要な専門スタッフ育成と情報公開の促進体制の整備（再掲）                 </div>
<div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <b>教育課程の編成・実施</b>                      ○教育課程編成委員会のあり方                      ○実習、演習等のあり方                      ○教職員研修等のあり方                 </div>	<div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <b>○教育課程編成委員会</b>                      企業等委員の確保、効果的な教育課程編成委員会の運営方法の明示   <b>○実習・演習等</b>                      企業等との連携に関する要件の明確化、生徒の学習成果に関する効果的な評価   <b>○教職員研修等</b>                      実務に関する知識・技術等の修得、向上や生徒指導力向上のための組織的な研修の充実、実務家教員等の配置の在り方検討                 </div>	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 20px; border-radius: 15px; width: fit-content; margin: auto;"> <b>専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（大臣告示）及び実施要項（局長決定）の見直し</b> </div>
<div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 5px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">学修成果の可視化</div>	<div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">                     企業等で必要とされる人材育成成果を客観的に明示、学修ポートフォリオの活用、卒業生の修得能力の把握や学校に対する満足度調査等                 </div>	
<div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 5px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">学校評価</div>	<div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">                     学校関係者評価の実施を基本としつつ、職業教育における第三者評価の活用も検討                 </div>	
<div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 5px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">情報公開</div>	<div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">                     更に公開が求められる内容や公開手法、公開時期等について明示                 </div>	

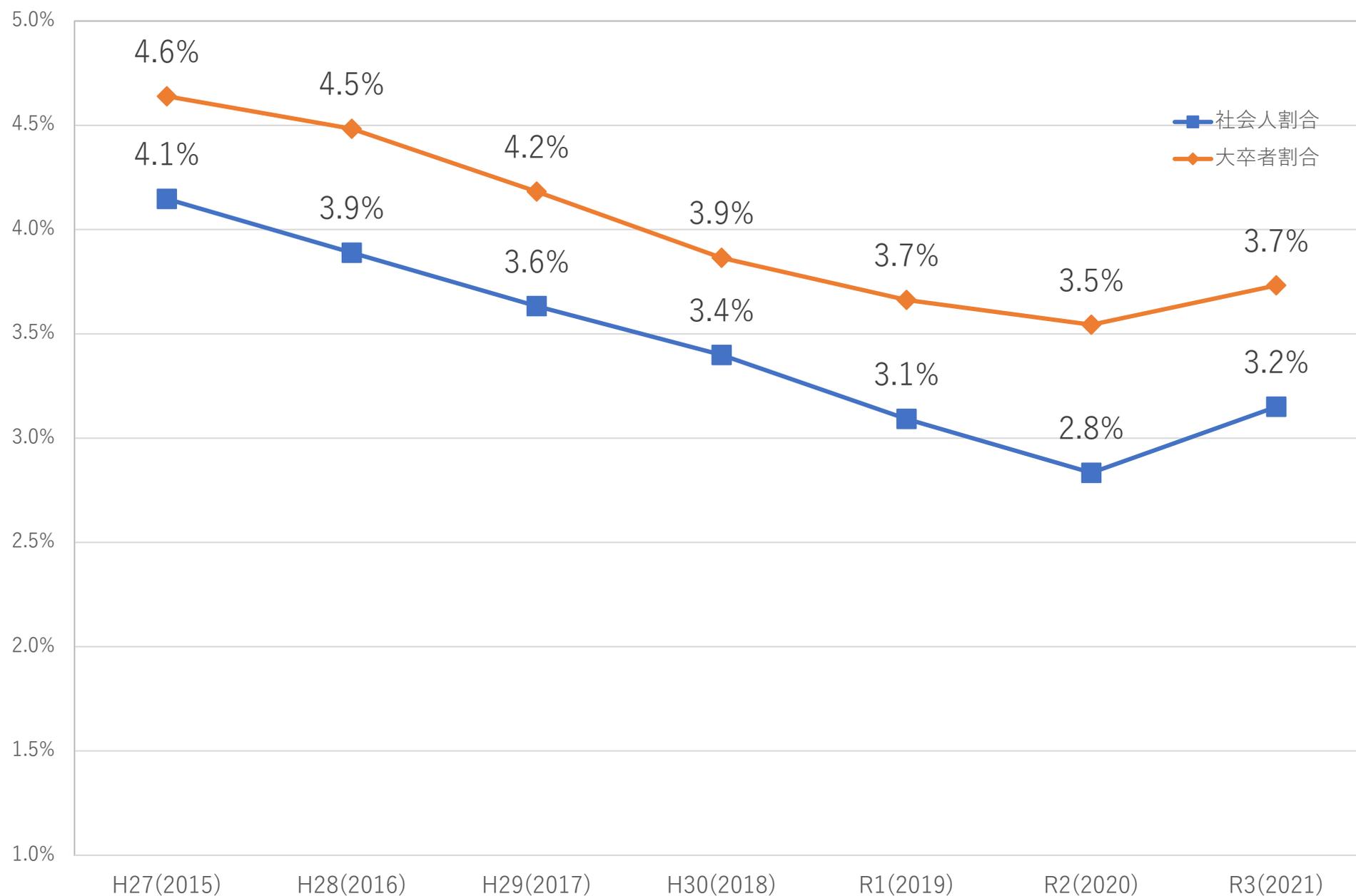
# 「今後の専門学校における職業実践専門課程制度 の充実に向けて（とりまとめ）」の対応状況（例）

項目	現状・課題	とりまとめ 該当箇所	対応方策	対応案
情報公開	各種データを比較可能な形で公開していくことが必要	3.(3)③ 4ポツ	委託事業（職実ポートレート）	様式4について、職業実践専門課程ポートレートへの掲載を促進、比較可能な形で公開 → <b>職業実践専門課程ポートレート事業において方策を検討中</b>
専門士との連携	<p>修業年限2年以上の専門課程のうち9割以上の学科で専門士の認定がなされているが、職業実践専門課程との連携はない</p> <p>（専門士要件）</p> <p>①修業年限2年以上</p> <p>②総授業時数1,700時間（62単位）以上</p> <p>③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること</p> <p>⇒短大卒業者と同等以上の学力があると認められる</p>	3.(4)	大臣告示改正	<p>職業実践専門課程の質の充実、関連制度との連携を図るため、<u>職業実践専門課程の認定要件として「専門士」の認定を受けていることを求める</u></p> <p>→ <b>7/28付関係告示改正済</b></p>
フォローアップ手法の見直し	職業実践専門課程のフォローアップ手法について見直しを行い、更なる質の向上につなげていく。	3.(6) 2ポツ	委託事業（職実実態調査）	<p>・R4年度は実施しない。</p> <p>・委託事業においてフォローアップの在り方を検討</p> <p>→ <b>他事例を参考にしつつ引き続きあり方を検討</b></p>

# ● リカレント教育

---

# 専門課程入学者における社会人及び大卒者割合の推移



出典：文部科学省「学校基本統計」

# 専修学校設置基準等の一部を改正する省令について

## ○改正の趣旨

中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」においては、高等教育機関における多様で柔軟な教育研究体制の構築が提言され、具体的な方策として多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進が挙げられたところである。

この提言を踏まえ、専修学校における大学等との連携強化、リカレント教育の促進を図るため、履修証明プログラムに関して専修学校設置基準等の関係省令及び関係告示について、所要の改正を図る。

## ○改正の主な内容

### <履修証明プログラムの履修を専修学校における授業科目の履修とみなすこと>

- ・ 専修学校設置基準を改正し、専修学校が編成する履修証明プログラム（学校教育法第133条において準用する同法第105条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程をいう。以下同じ。）に係る学修について専修学校における正課の授業科目の履修とみなすことができるものとする。
- ・ 専修学校設置基準第11条第1項及び第3項の規定により専修学校における授業科目の履修とみなすことができるものとして文部科学大臣が定める学修に、大学、高等専門学校又は専修学校が編成する履修証明プログラムにおける学修を追加する。
- ・ 履修証明プログラムの履修による単位の授与の有無等を学校教育法施行規則第189条において準用する同令第164条第5項の規定により専修学校が公表すべき事項として追加する。

### <高等課程の単位制による学科における入学前の学修について、当該学科の課程修了に必要な単位数の2分の1を超えて単位認定ができること等>

- ・ 高等課程の単位制による学科における入学前の学修について、単位制高等学校と同様に、課程修了に必要な単位数の2分の1を超えることができることを制度上適切に位置付けるため、専修学校設置基準第28条及び第38条の読替規定の改正等を行う。

※本改正は、国家資格の受験資格等に関わる他省庁等に指定された養成施設等における教育課程にも適用される。

## ○公布・施行日

令和4年6月20日

# 「キャリア形成促進プログラム」の文部科学大臣認定制度

## 平成29年3月 「これからの専修学校教育の振興のあり方について」(報告)

### 【社会人受入れ】

#### ④社会人学び直し促進の具体的展開

- 専門学校による社会人等向け短期プログラムについて、現在の「職業実践専門課程」のように文部科学大臣が認定する仕組みを構築することはその大きな後押しとなるところであり、働き方改革を実現する上でも、制度の創設は重要である。また、新たな仕組みにより認定された講座の専門実践教育訓練給付の対象化についても、併せて検討が求められる。

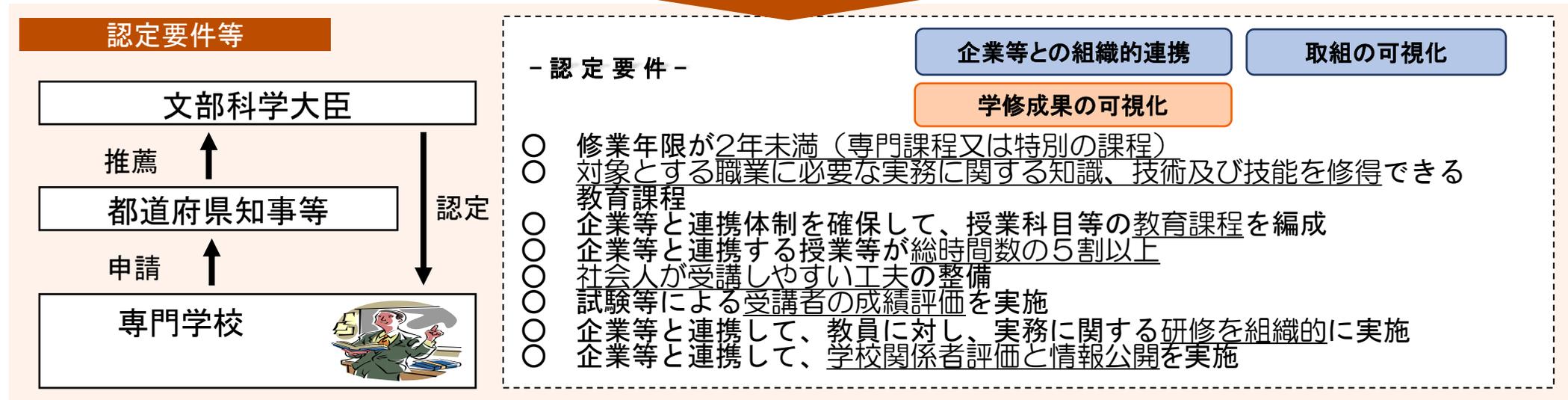
## 平成30年6月 第3期教育振興基本計画 (閣議決定) 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

### 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

#### 目標(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

#### ○ 社会人が働きながら学べる学習環境の整備

- ・ 長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設を行うとともに、通信講座やe-ラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。



【認定状況】(令和4年3月25日現在)

学校数13校：学科数17課程  
(全て1年制専門課程)

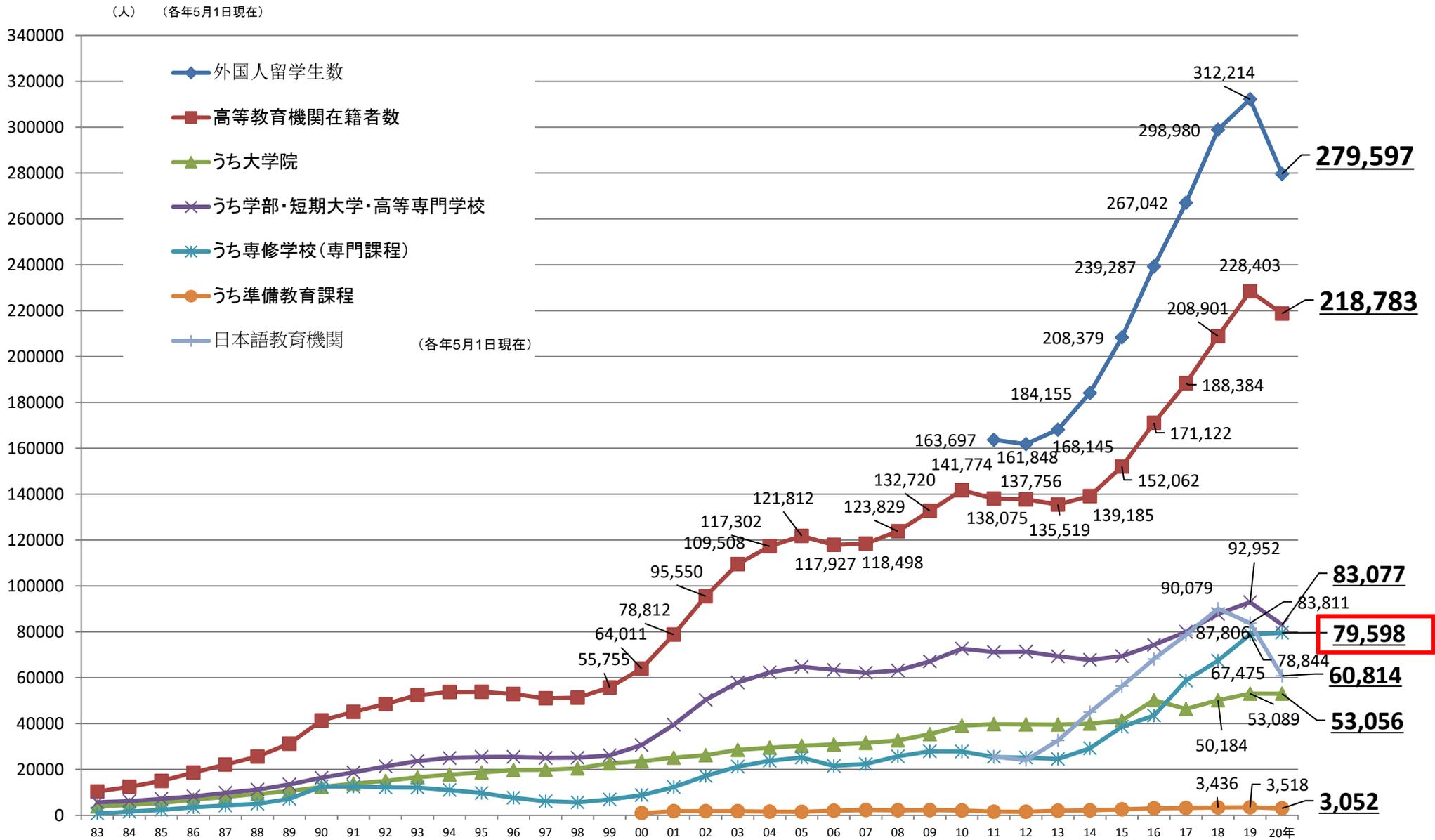
分野別	工業	農業	医療	衛生	教育・ 社会福祉	商業 実務	服飾・ 家政	文化・ 教養	計
合計	0	0	5	4	6	0	1	1	17



# 留学生

---

# 学校種別・外国人留学生数推移

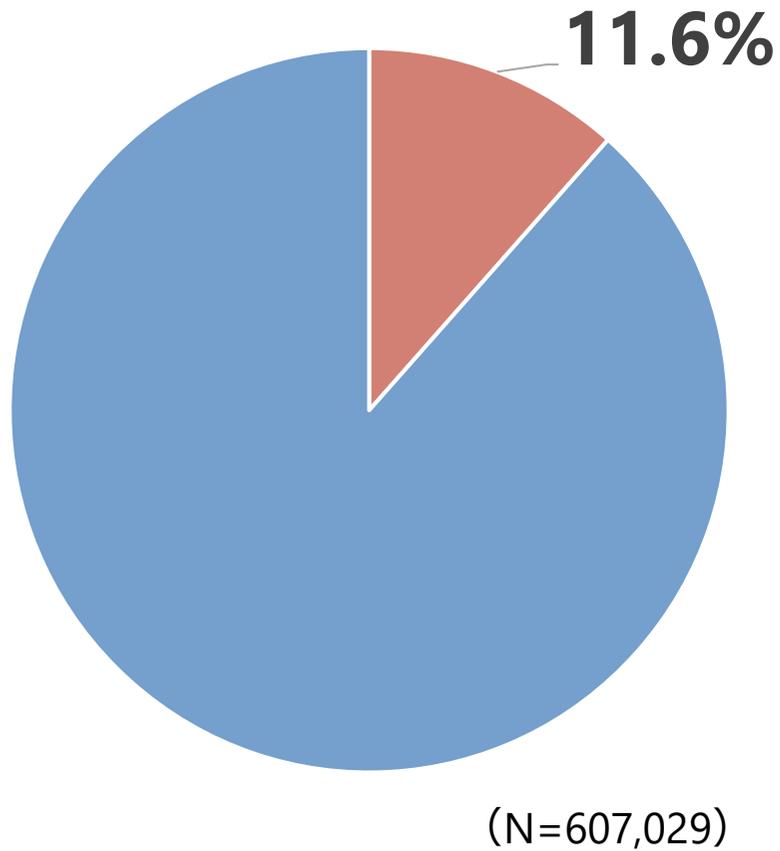


※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めて計上している。

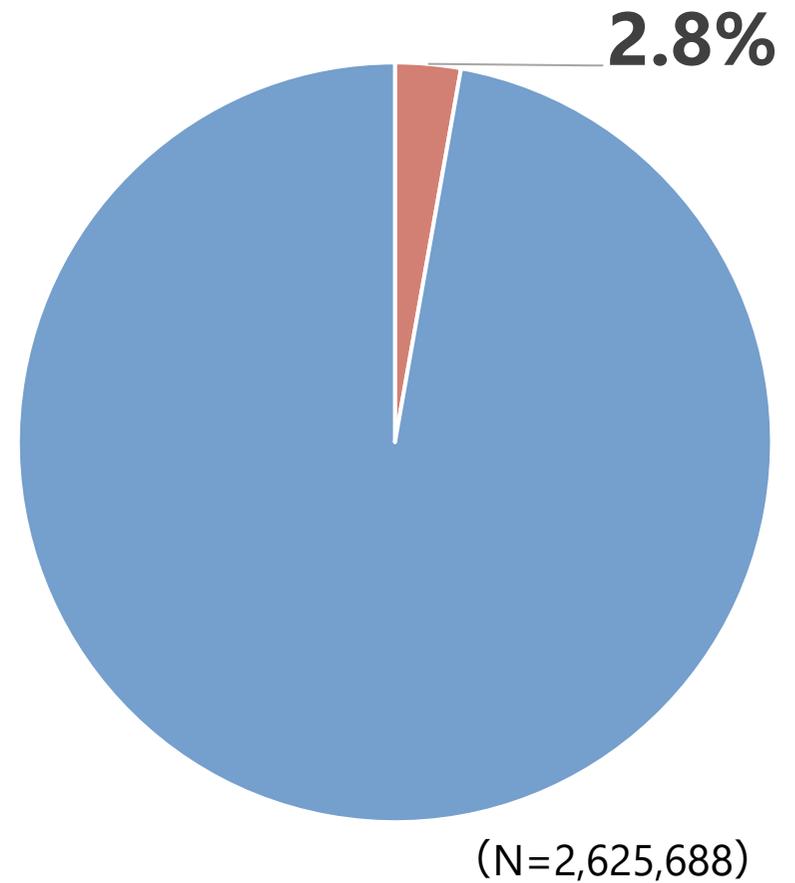
(出典)独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

# 専門学校における留学生の割合

専門学校における留学生割合



大学（学部）における留学生割合



出典：日本学生支援機構「2022（令和3）年度外国人留学生在籍状況調査結果」  
文部科学省「令和3年度学校基本調査」

# 卒業生のうち日本に定着している者の割合等

日本での就職を希望する専門学校の留学生のうち、約3割が日本で就職できていない。

区分	日本での就職を希望する者の割合 (A) ※1	→	実際に日本で就職した者の割合 (B) ※2	差 (A-B)
専門学校 留学生	69.9%	→	39.2%	30.7%

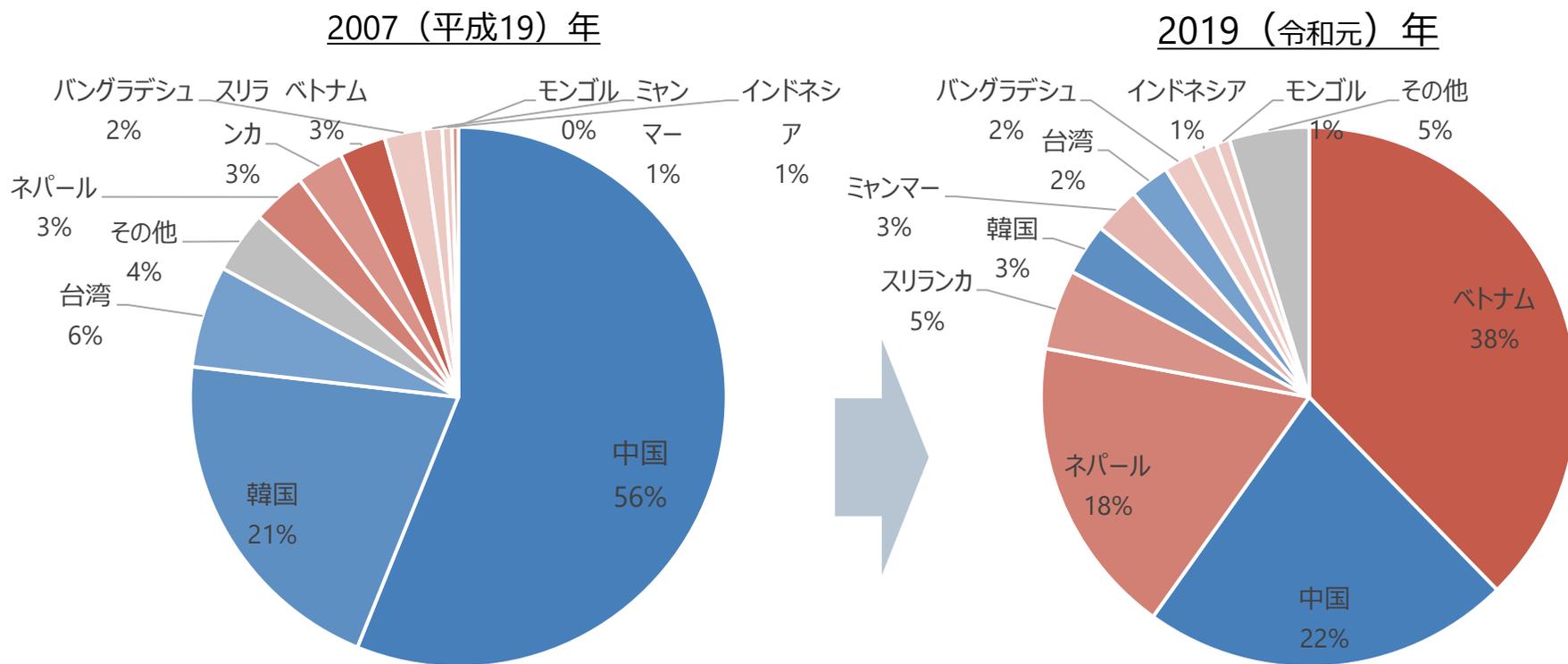
出典：

※1 日本学生支援機構「令和元年度私費留学生生活実態調査」

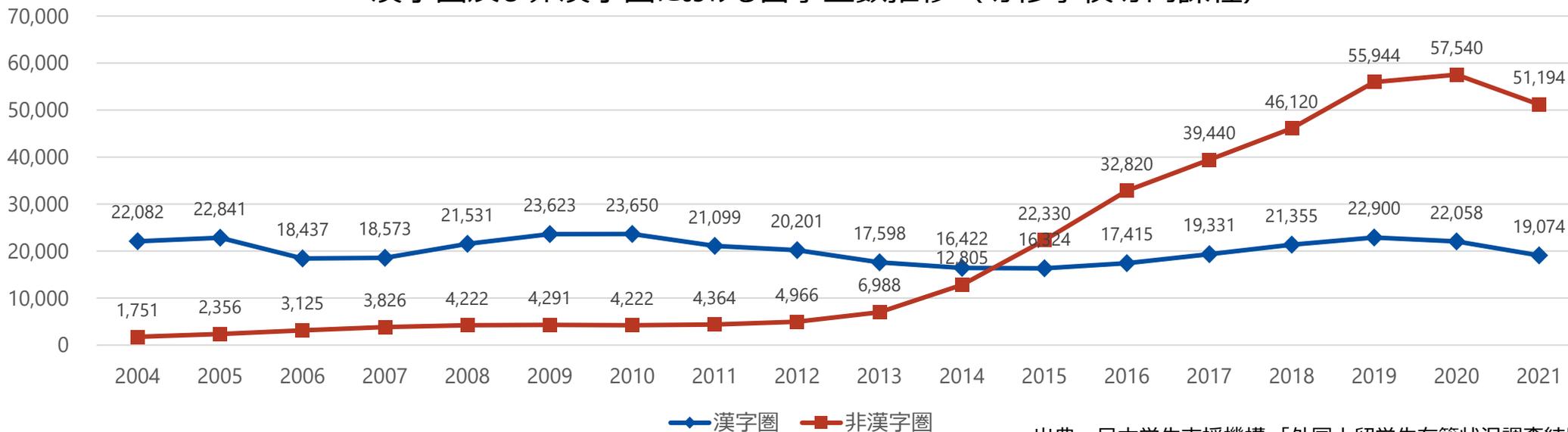
※2 日本学生支援機構「令和元年度留学生進路状況・学位授与状況調査」

# 専修学校専門課程における漢字圏及び非漢字圏の留学生数推移等

## 国別留学生割合（専修学校専門課程）



## 漢字圏及び非漢字圏における留学生数推移（専修学校専門課程）



# ● 高度専門士

---

# 専門士・高度専門士について

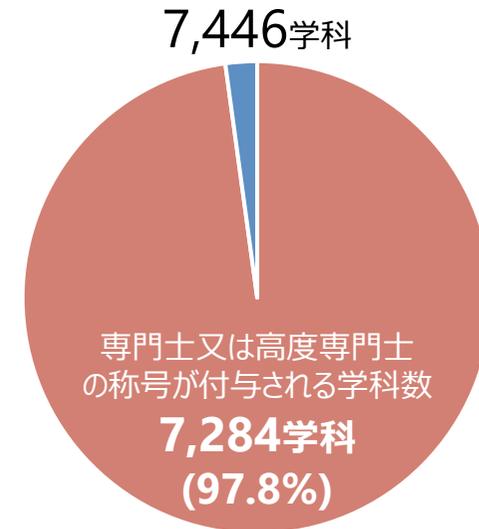
## 「専門士」の称号が付与される専門学校の要件

- ① 修業年限が2年以上
- ② 総授業時数が1,700時間（62単位）以上
- ③ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

## 「高度専門士」の称号が付与される専門学校の要件

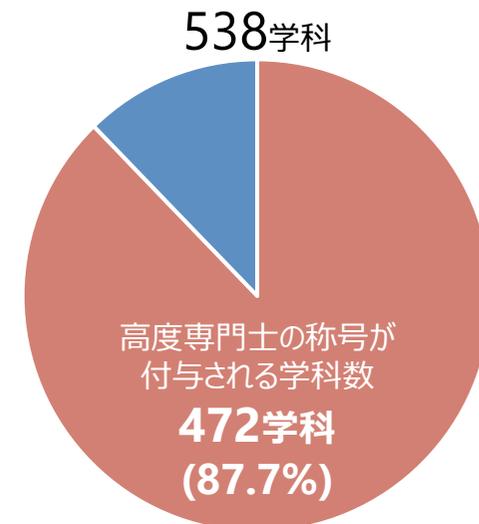
- ① 修業年限が4年以上
- ② 総授業時数が3,400時間（124単位）以上
- ③ 体系的に教育課程が編成されていること
- ④ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

修業年限2年以上の専門課程の学科数



(令和3年3月現在)

修業年限4年以上の専門課程の学科数

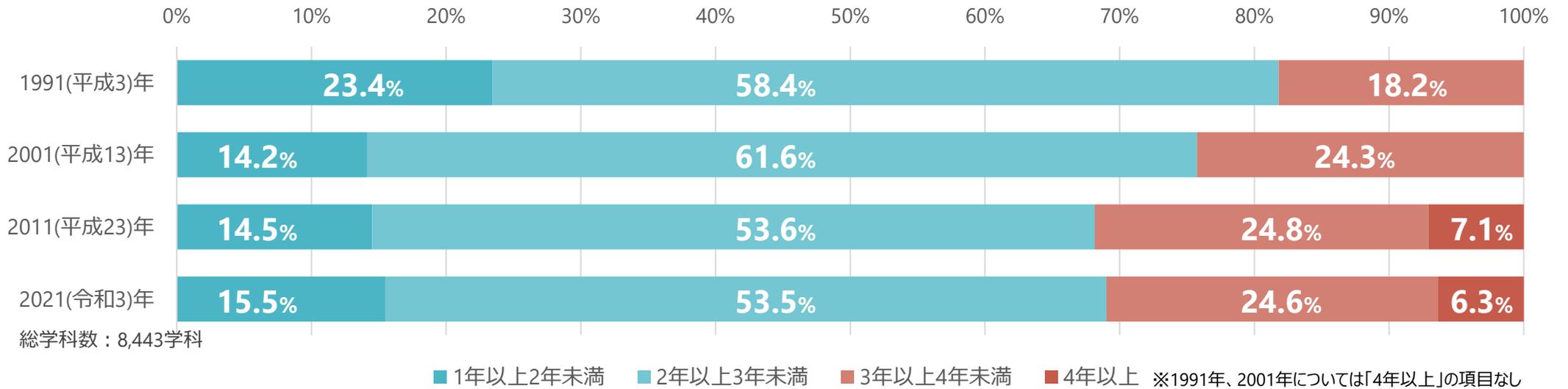


(令和3年3月現在)

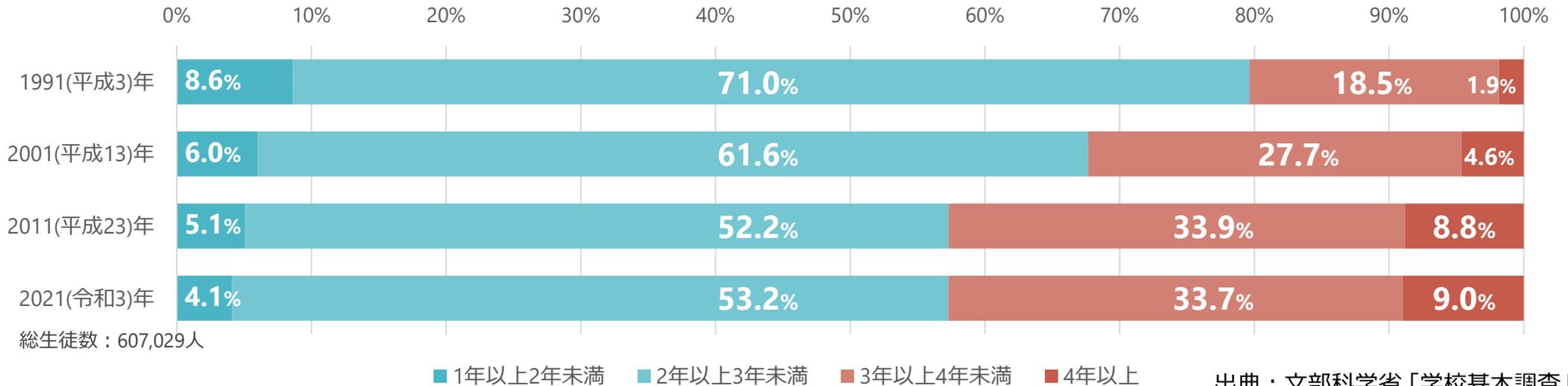
# 専修学校の修業年限別学科数等の推移

2011年頃まで修業年限が長期化する傾向。他方、2011年以降は横ばいまたは減少。

## 【専門学校】の修業年限別学科数



## 【専門学校】の修業年限別生徒数

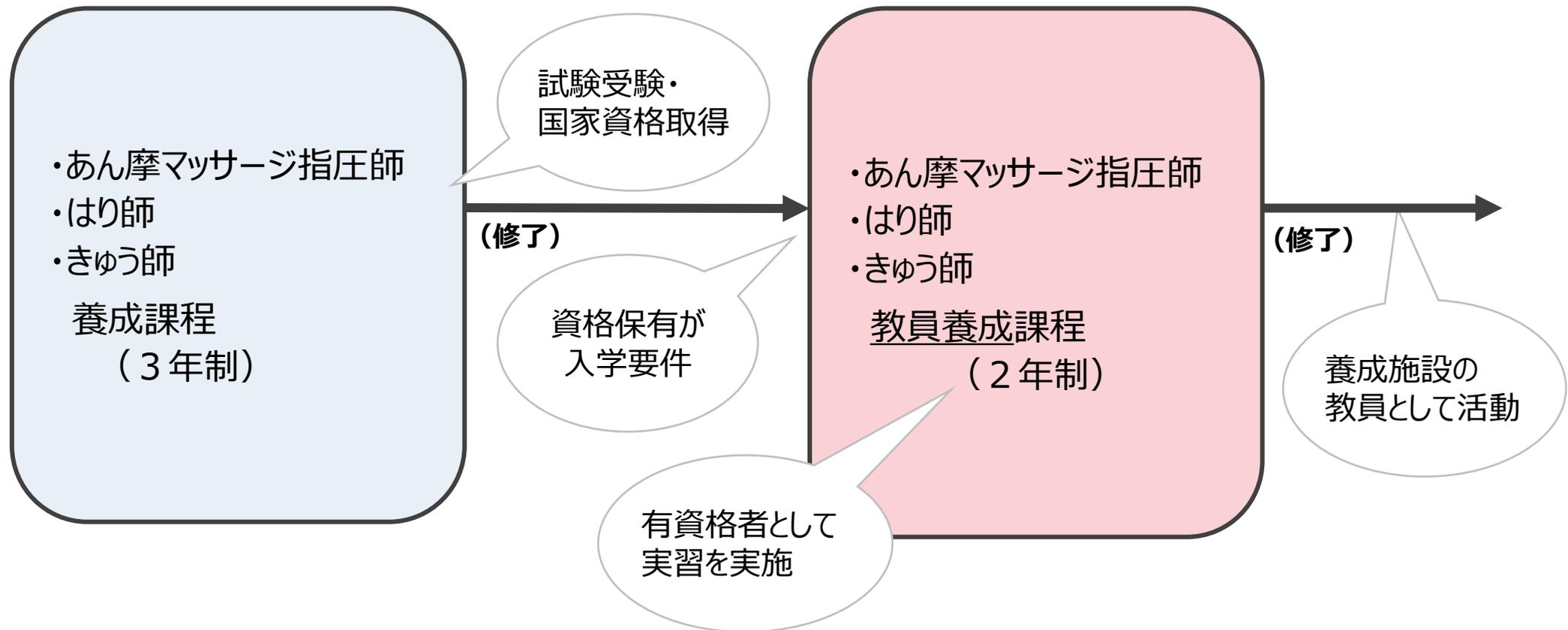


出典：文部科学省「学校基本調査」

# 養成施設における教員養成の事例

養成施設における教員資格を取得するために、資格取得後に追加の学修が必要

## (あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設の例)



# ● 国際通用性

---

# 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）

平成29年12月6日締結  
平成30年 2月1日発効

## 背景

- 1983年:ユネスコの下, バンコク(タイ)において前身の規約を採択。
- 2011年11月:ユネスコの下, 東京において開催された国際会議において, 本規約を採択。

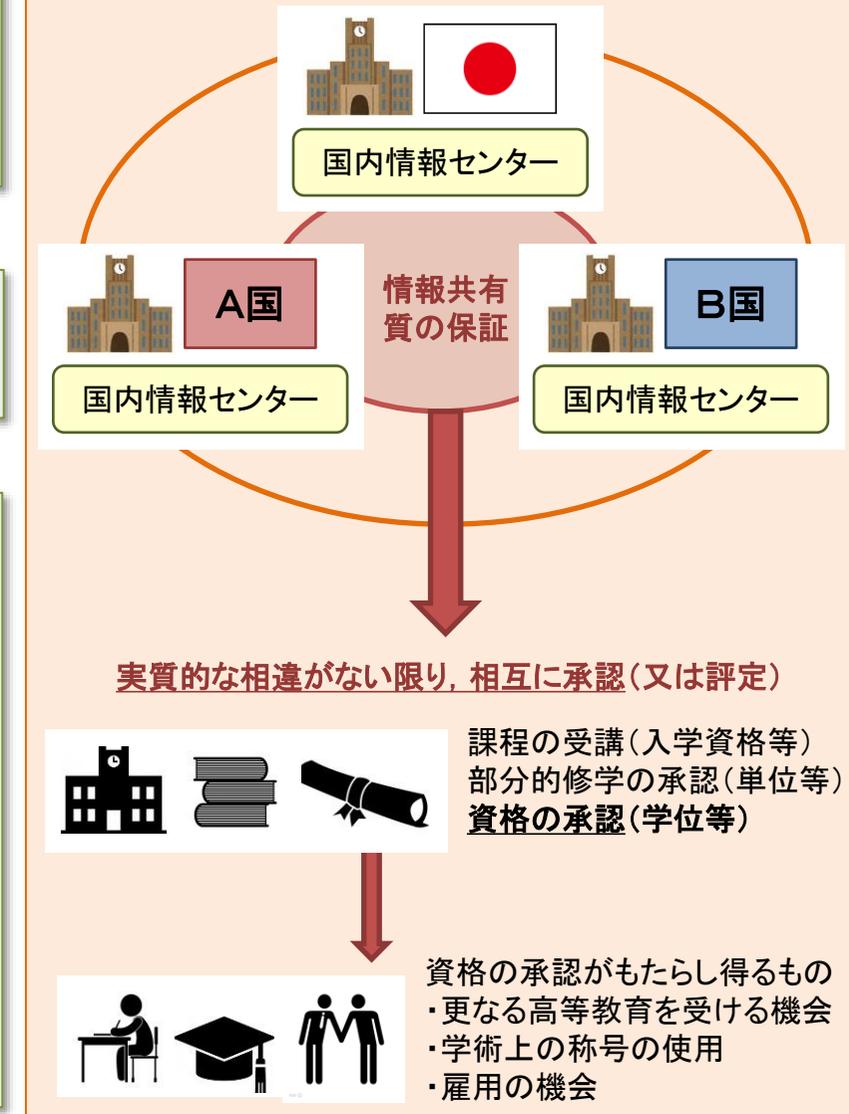
## 目的

- 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより, 学生及び学者の移動を容易にし, アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する。

## 主な内容

- ◆ 締約国は, 資格の評定・承認の**手続及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。**(第3章)
- ◆ 締約国は, 資格の内容に**実質的な相違がない限り**, 下記①～③について, **他の締約国が付与した高等教育の資格(含:オンライン学習等による資格)を承認又は評定する。**
  - ①高等教育課程を受講するための要件(入学資格等)(第4章)
  - ②部分的な修学(単位等)(第5章)
  - ③高等教育の資格(学位等)(第6章)
- ◆ 各国は**国内情報センター**を設立し, 情報を交換する。(第8章)

## 資格の相互承認の仕組み



【参考】和文テキスト(訳文): [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shitu/1399120.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1399120.htm) ※文部科学省HP

原文: [http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\\_ID=48975&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=48975&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html) ※ユネスコHP

高等教育の資格の承認に関するガイドライン: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shitu/1404607.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1404607.htm) ※文部科学省HP

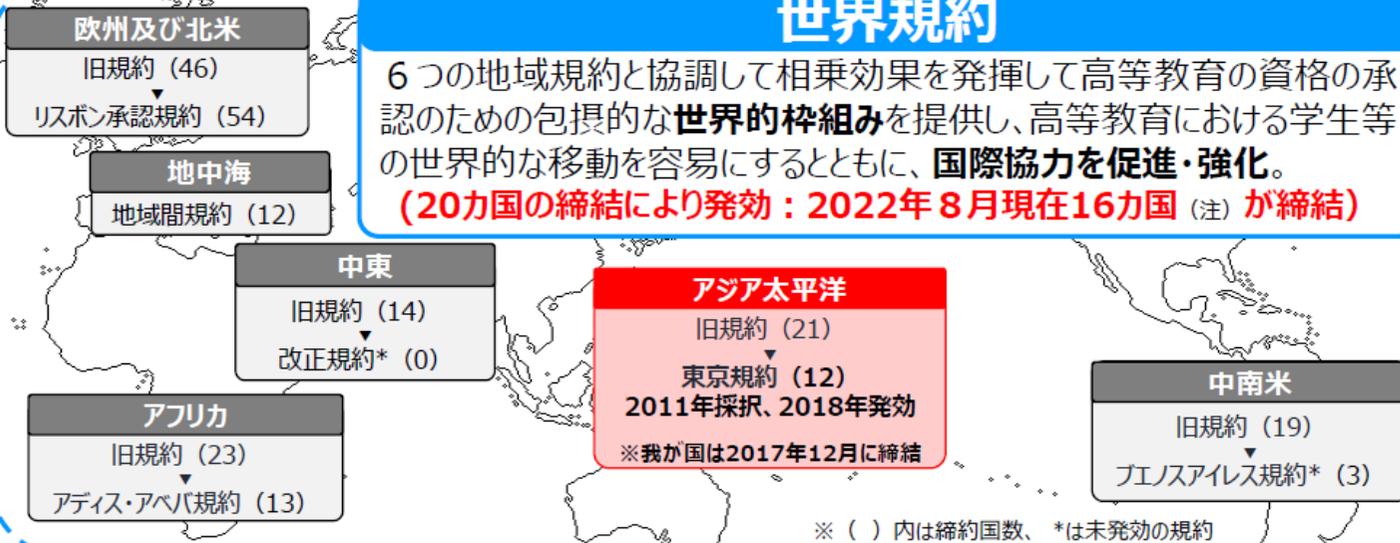
# ユネスコ「高等教育の資格の承認に関する世界規約」について

## 背景

- ユネスコは、1970年代以降、学修経験の承認を他の国においても衡平・公正に取り扱うことの重要性を認識し、高等教育の資格(入学資格、単位、学位を含む)の承認等を促進させることを目的に、**6つの「地域規約」**を採択(いずれも発効済)。
- グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して**相乗効果**を発揮する目的で、2019年第40回ユネスコ総会にて「**高等教育の資格の承認に関する世界規約**」を採択。

## 世界規約

6つの地域規約と協調して相乗効果を発揮して高等教育の資格の承認のための包摂的な**世界的枠組み**を提供し、高等教育における学生等の世界的な移動を容易にするとともに、**国際協力を促進・強化**。  
**(20カ国の締結により発効：2022年8月現在16カ国(注)が締結)**



(注) ルルウェー、ニカラグア、エストニア、フランス、ルーマニア、チュニジア、クロアチア、パチカン、リトアニア、アルメニア、英国、コートジボワール、キューバ、パレスチナ(※我が国は、国家として承認していない。)、スウェーデン及びスロバキア(寄託順)。

## 主な内容

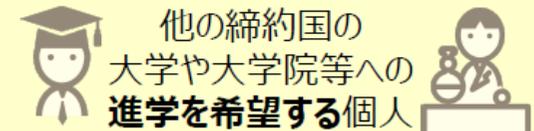
- 締約国における資格の承認は、透明性のある、公正な、時宜を得た及び無差別なものであるべきである。(第3条)
- 締約国は、資格等の内容に実質的な相違がない限り、他の締約国が付与した入学資格や学位等の資格(オンライン学習等を通じて取得された資格を含む)を承認し、又は評定する。また、単位などの部分的な修学及び従前の学習を承認し、又は評定することができる。(第4条～第6条)
- 各締約国は、公式の「国内情報センター(注)」を設立し、及び維持し、自国の高等教育制度等に関する情報へのアクセスを提供する。(第8条)

(注) 日本国内においては、(独)大学改革支援・学位授与機構に設置されている「高等教育資格承認情報センター」が担当予定

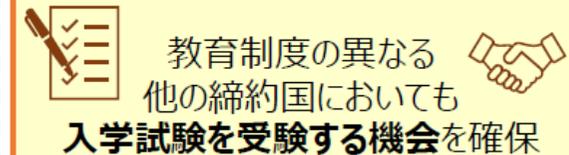
## 締結の意義

### 【個人(学生等)のメリット】

#### 高等教育を受ける機会



#### 資格の承認



### 【我が国のメリット】

- 世界の各地域から我が国への外国人留学生の受入れに寄与。
- 世界の各地域への日本人学生の海外留学の送り出しに寄与。
- 高等教育の国際化に対する我が国の積極的な姿勢を内外に示すことができる。

## 高等教育資格承認情報センター設立



高等教育資格承認情報センター  
National Information Center  
for Academic Recognition Japan

（独）大学改革支援・学位授与機構内に創設（2019年9月1日）

### ◆ 目的

- ✓ 日本の高等教育資格の国際通用性の確保
- ✓ 諸外国との円滑な資格の承認に貢献すること

### ◆ 業務内容

- (1) **日本**の高等教育制度、各種高等教育機関概要・一覧、入学要件、資格、質保証の仕組みに関する情報提供
- (2) 東京規約締約国を主とした**外国**の教育制度、資格、質保証制度に関する情報提供
- (3) 諸外国の国内情報センター（NIC）等との連携
- (4) 各種調査研究

出典：2021年2月22日 東京規約とNIC、資格枠組みの国際的動向

令和2年度文部科学省委託事業 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進成果報告会・セミナー

# ● 専修学校関係概算要求

---



文部科学省

# 令和5年度 専修学校関係概算要求

( ) は前年度予算額

**専修学校教育の振興に資する取組** 23億円 (21億円)

## 【人材養成機能の向上】

**新規** 専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業 4.0億円 (新規)

専修学校と企業・業界団体等が連携し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成するとともに、業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行う体制を作るモデルを構築する。

**拡充** 専修学校による地域産業中核的人材養成事業 12.0億円 (9.8億円)

中長期的に必要となる専門的職業人材の養成に係る新たな教育モデルの構築等を進めるとともに、地域特性に応じた職業人材養成モデルの開発を行う。

- ・学びのセーフティネット機能の充実強化 / ・専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証
- ・専修学校と業界団体等との連携によるDX人材養成プログラム

**☆** 専修学校における先端技術利活用実証研究 3.4億円 (6.9億円)

産学が連携し、実践的な職業教育を支える実習授業等において、新型コロナウイルス感染症の影響下等、遠隔教育をソフト面から支えるモデルを開発し、新たな教育手法の普及促進を図る。

**☆** 専修学校留学生の学びの支援推進事業 1.7億円 (1.7億円)

新型コロナウイルス感染症の影響下で留学生が渡日できない状況にあっても、質の高い学びを開始・継続可能な専修学校留学生の総合的受入れモデルの構築。

## 【質保証・向上】

**☆** 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進 1.4億円 (1.4億円)

専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組や教学マネジメントの強化の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。

**☆** 専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業 0.4億円 (0.4億円)

専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行う。

**専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組** 14億円 (5億円)

**☆** 私立学校施設整備費補助金 10.2億円 (3億円)

教育装置、学校施設等の耐震化、アスベスト対策等に係る経費のほか、太陽光発電の導入等のエコ改修等の学校環境改善に係る経費を補助

**☆** 私立大学等研究設備整備費等補助金 4.2億円 (2億円)

新型コロナウイルス感染症等対策を講じながら、授業を実施する際に必要な情報処理関係設備の整備に係る経費を補助

**専修学校への修学支援に資する取組** 一億円 (293億円)

**☆** 高等教育(私立専門学校分)の修学支援の着実な実施(内閣府計上)等 一億円 (293億円)

低所得世帯の真に支援が必要な子供に対する高等教育の負担軽減の実施に必要な経費

## その他関係予算

**○** 高等学校等就学支援金交付金(内数) 4,114億円 (4,114億円)

**○** 高校生等奨学給付金(内数) 162億円 (151億円)

**○** 日本学生支援機構の奨学金事業(内数) 一億円 (1,015億円)  
※貸与型無利子奨学金(一般会計)分

**○** 国費外国人留学生制度(内数) 184億円 (184億円)

※このほか、専修学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を事項要求。

(注) 予算額が「-」のものは事項要求。

(注) 四捨五入の関係で、係数は合計と一致しない。